

北九州市土木構造物標準図集

道路編

付録 歩道等の整備について

令和 4 年 8 月

図面名称	細別・規格	頁
1. 歩道等の一般構造		
歩道等の一般構造	1. 設計一般 2. 歩道等の一般構造	1
	3. 横断歩道口	2
	4. 歩道巻込み部 1/2	3
	4. 歩道巻込み部 2/2	4
	5. 交差点部 6. 横断歩道箇所における分離帯	5
	7. 車道乗入れ部	6
	8. バス停留所等	7
	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	
視覚障害者誘導用ブロック設置方法	1. 連続誘導をしない場合 1/5	1
	1. 連続誘導をしない場合 2/5	2
	1. 連続誘導をしない場合 3/5	3
	1. 連続誘導をしない場合 4/5	4
	1. 連続誘導をしない場合 5/5	5
	2. 連続誘導を行う場合 1/5	6
	2. 連続誘導を行う場合 2/5	7
	2. 連続誘導を行う場合 3/5	8
	2. 連続誘導を行う場合 4/5	9
	2. 連続誘導を行う場合 5/5	10
	3. 既設のマウントアップ形式の歩道における対応	11
3. 参考資料		
1. 既設のマウントアップ形式における対応	1. 歩道等と車道とのすりつけ 1/5	1
	1. 歩道等と車道とのすりつけ 2/5	2
	1. 歩道等と車道とのすりつけ 3/5	3
	1. 歩道等と車道とのすりつけ 4/5	4
	1. 歩道等と車道とのすりつけ 5/5	5
	2. 車道乗入れ部 1/3	6
	2. 車道乗入れ部 2/3	7
	2. 車道乗入れ部 3/3	8
2. 保安施設設置図	1. 工事用看板 1/6	9
	1. 工事用看板 2/6	10
	1. 工事用看板 3/6	11
	1. 工事用看板 4/6	12
	1. 工事用看板 5/6	13
	1. 工事用看板 6/6	14
	2. 保安施設の設置例（交通開放） 1/2	15
	2. 保安施設の設置例（交通開放） 2/2	16

歩道等の構造基準

歩道等の一般構造

1. 設計一般

高齢者、身体障害者その他の歩行者(車いす、乳母車を利用する物を含む。)及び自転車の安全かつ円滑な通行を確保するためには、歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)ならびに分離帯(交通島を含む。)において、通行に支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造とする必要がある。このため、本基準は歩道等と車道とのすりつけ及び車両乗入れ部の一般的構造を定めるものとする。

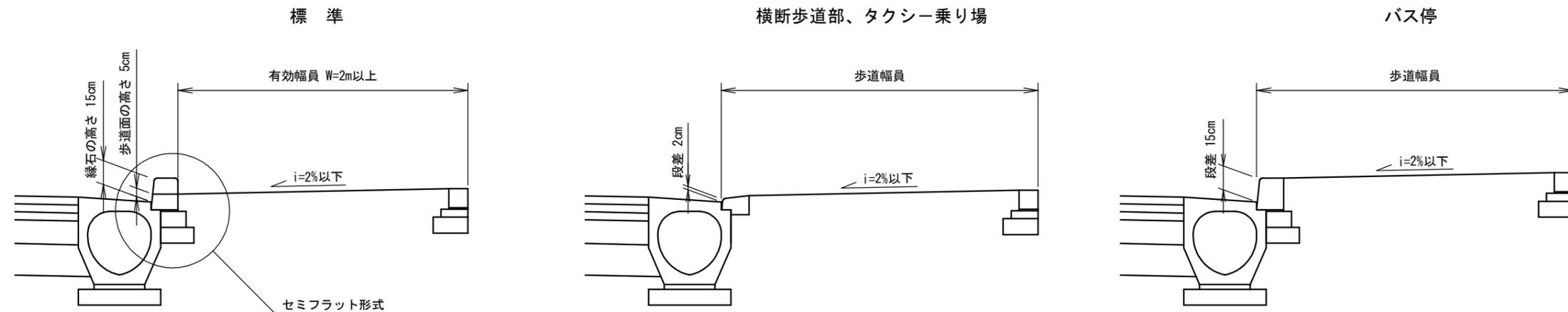
2. 歩道等の一般構造

- (1) セミフラット形式を標準として整備するものとする。ただし、沿道の状況等によりマウントアップ形式による整備が有利な場合は、その形式を選定してもよい。(この場合、道路技術課と協議)
- (2) 歩道面の高さは5センチメートルを標準とする。
- (3) 歩道に設ける縁石の車道等に対する高さは15cmを標準とする。
- (4) 歩道等の有効幅員は2m以上確保し、横断勾配は2%以下を標準とする。ただし、透水性舗装を行った場合は1%以下とする。
- (5) 歩道と車道との段差は、横断歩道部、タクシー乗り場では2cm、バス停においては15cmを標準とする。
- (6) 詳細については、下記の通達等を参考にすること。

「歩道における段差及び勾配等に関する基準」 (平成17年2月3日 国土交通省都街発第60号 国土交通省道企発第102号 国土交通省都市・地域整備局長通達)

「道路の移動円滑化に関するガイドライン」 (平成23年8月 国土交通省 道路局企画課)

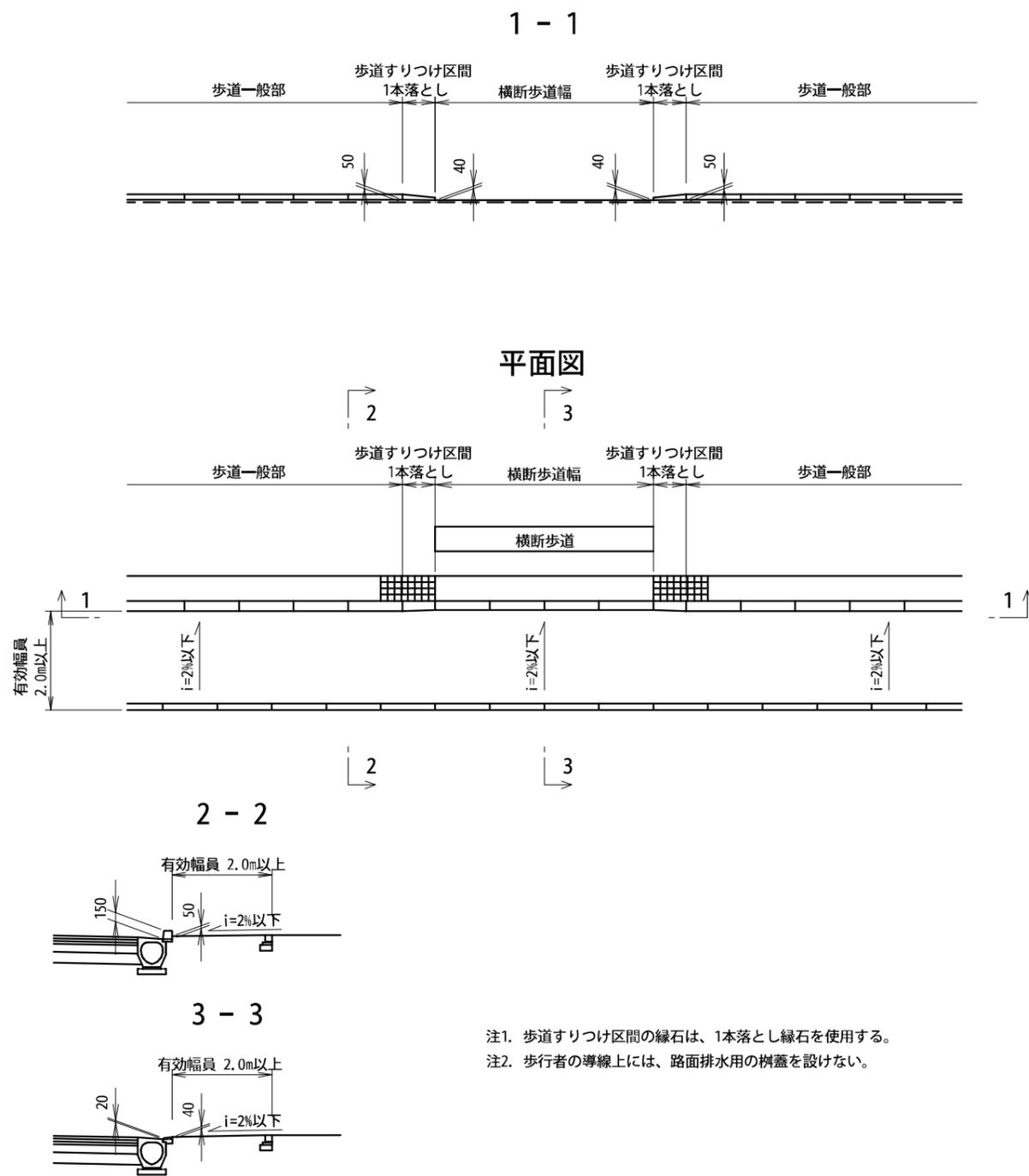
「道路の移動円滑化に関するガイドライン」の改定について (令和4年6月9日 国土交通省 道路局企画課)



北九州市土木構造物標準図	図面名称	歩道等の一般構造	縮尺		備考	改定年月	前回 令和3年8月	1
		1. 設計一般 2. 歩道等の一般構造					最新 令和4年8月	1

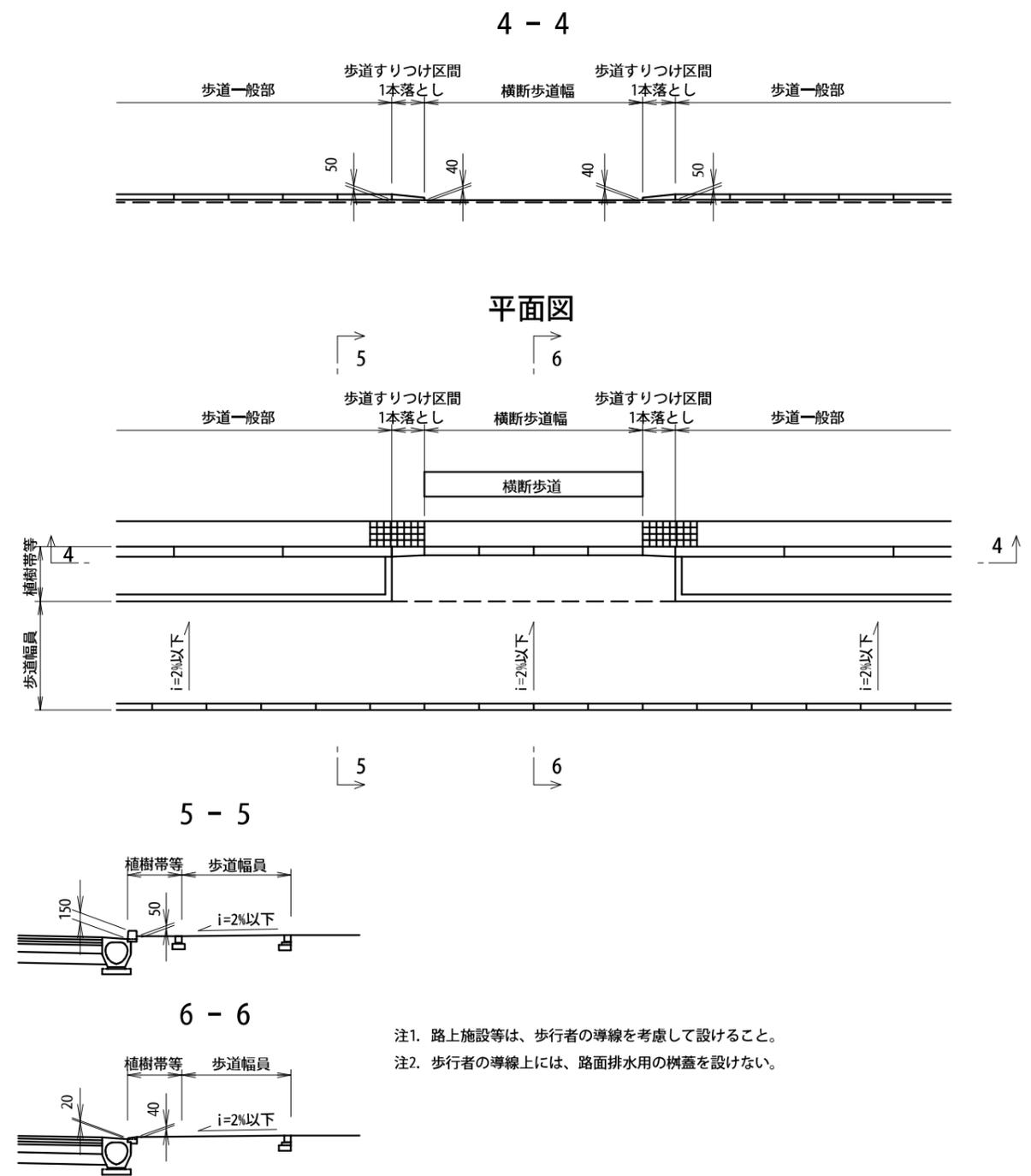
3. 横断歩道口

(1) 路上施設等がない場合



注1. 歩道すりつけ区間の緑石は、1本落とし緑石を使用する。
 注2. 歩行者の導線上には、路面排水用の樹蓋を設けない。

(2) 路上施設等がある場合



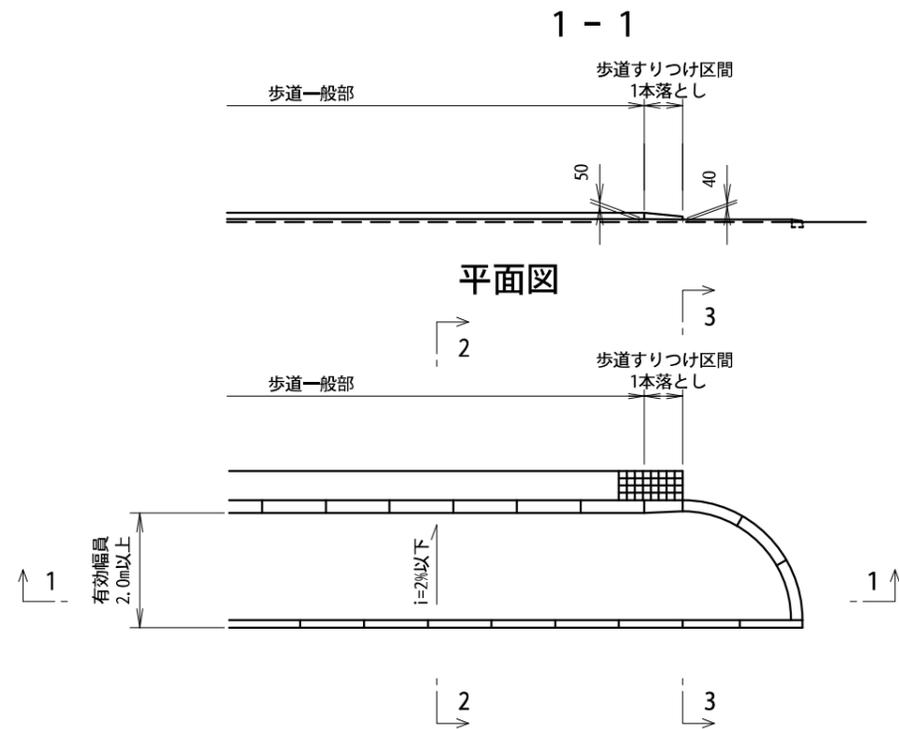
注1. 路上施設等は、歩行者の導線を考慮して設けること。
 注2. 歩行者の導線上には、路面排水用の樹蓋を設けない。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	1. 歩道等の一般構造	縮尺	備考	改定年月	前回 平成16年 10月	1
		3. 横断歩道口				最新 平成19年 10月	2

4. 歩道巻込み部

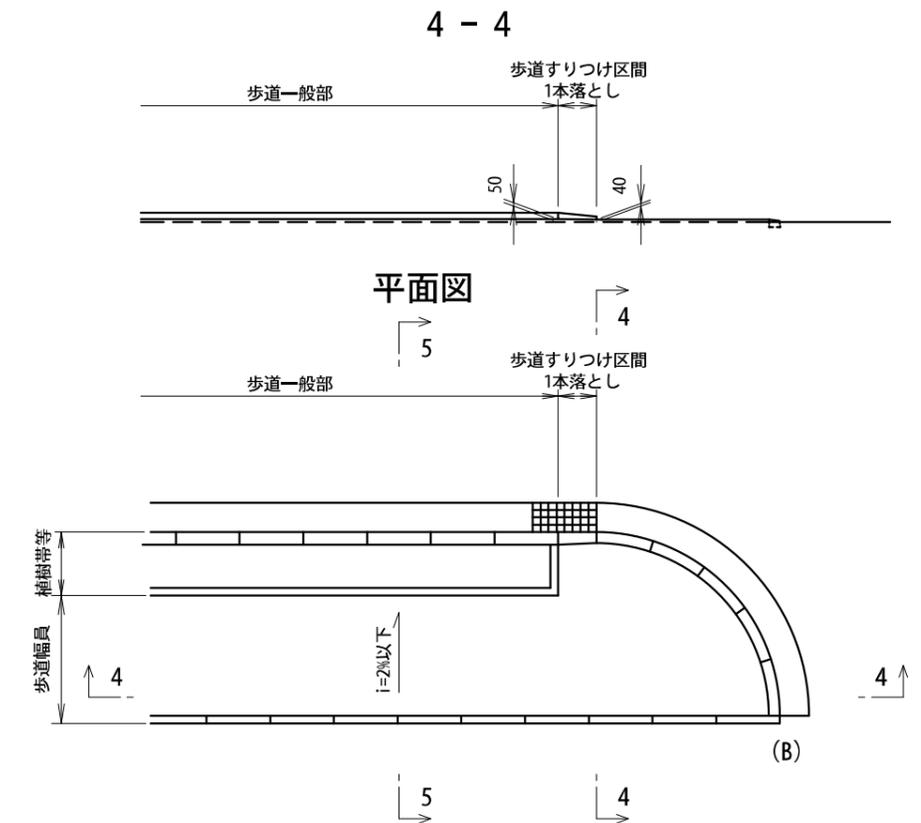
4.1 横断歩道がない場合

(1) 路上施設等がない場合



注1. 歩道すりつけ区間の縁石は、1本落とし縁石を使用する。

(2) 路上施設等がある場合

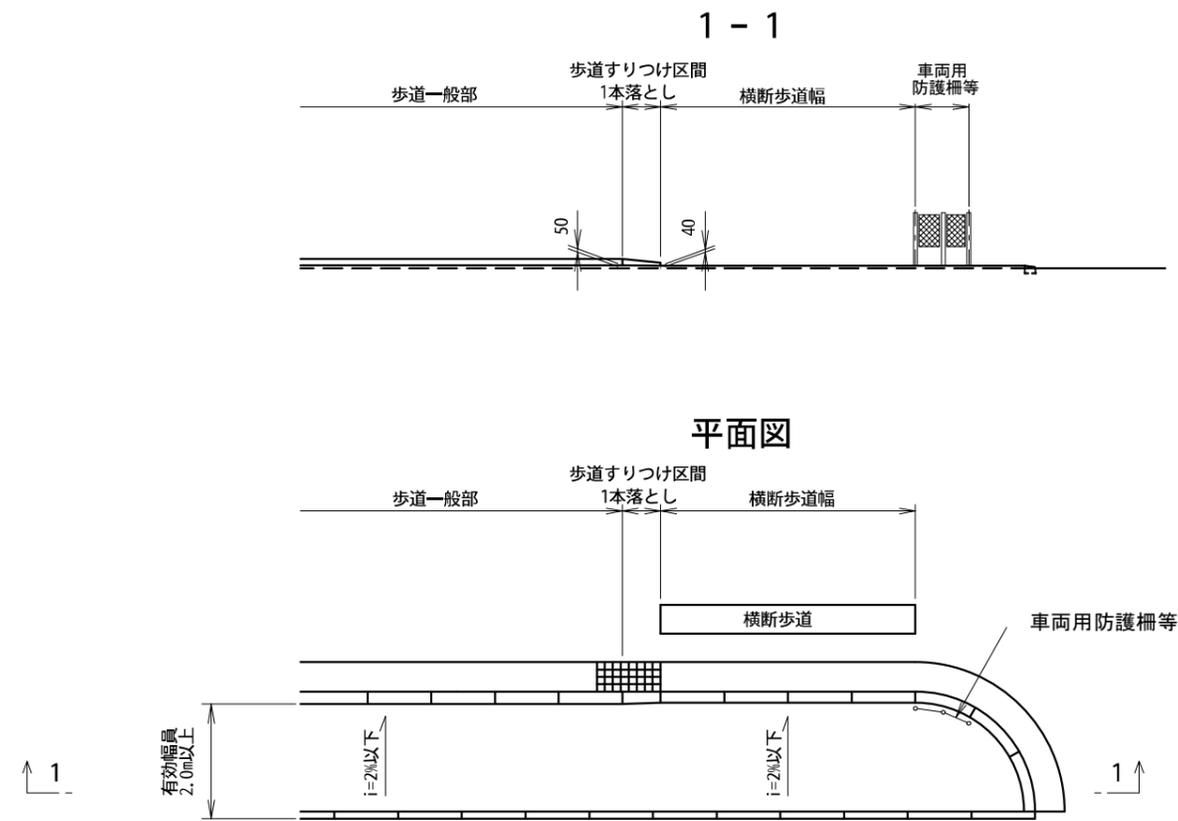


注1. 歩道すりつけ区間の縁石は、1本落とし縁石を使用する。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	1. 歩道等の一般構造 4. 歩道巻込み部 1/2	縮尺		備考		改定年月	前回 平成16年 10 月 最新 平成19年 10 月	1 3
--------------	------	------------------------------	----	--	----	--	------	--------------------------------	--------

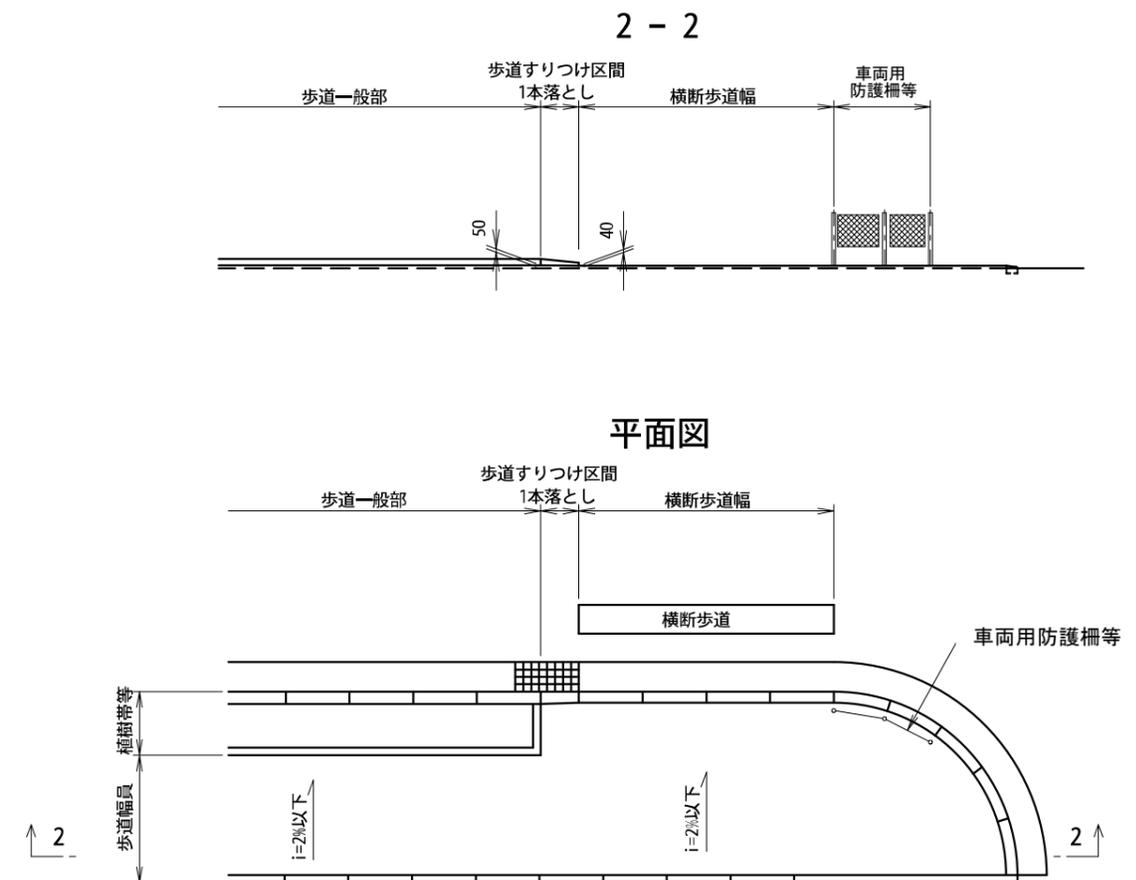
4.2 横断歩道がある場合

(1) 路上施設等がない場合



注1. 歩道すりつけ区間の縁石は、1本落とし縁石を使用する。
 注2. 歩行者の導線には、路面排水用の柵蓋を設けない。
 注3. 歩道巻込み部は、歩行者保護のため、車道面の縁石を高くするとともに、車両用防護柵等を設置する。

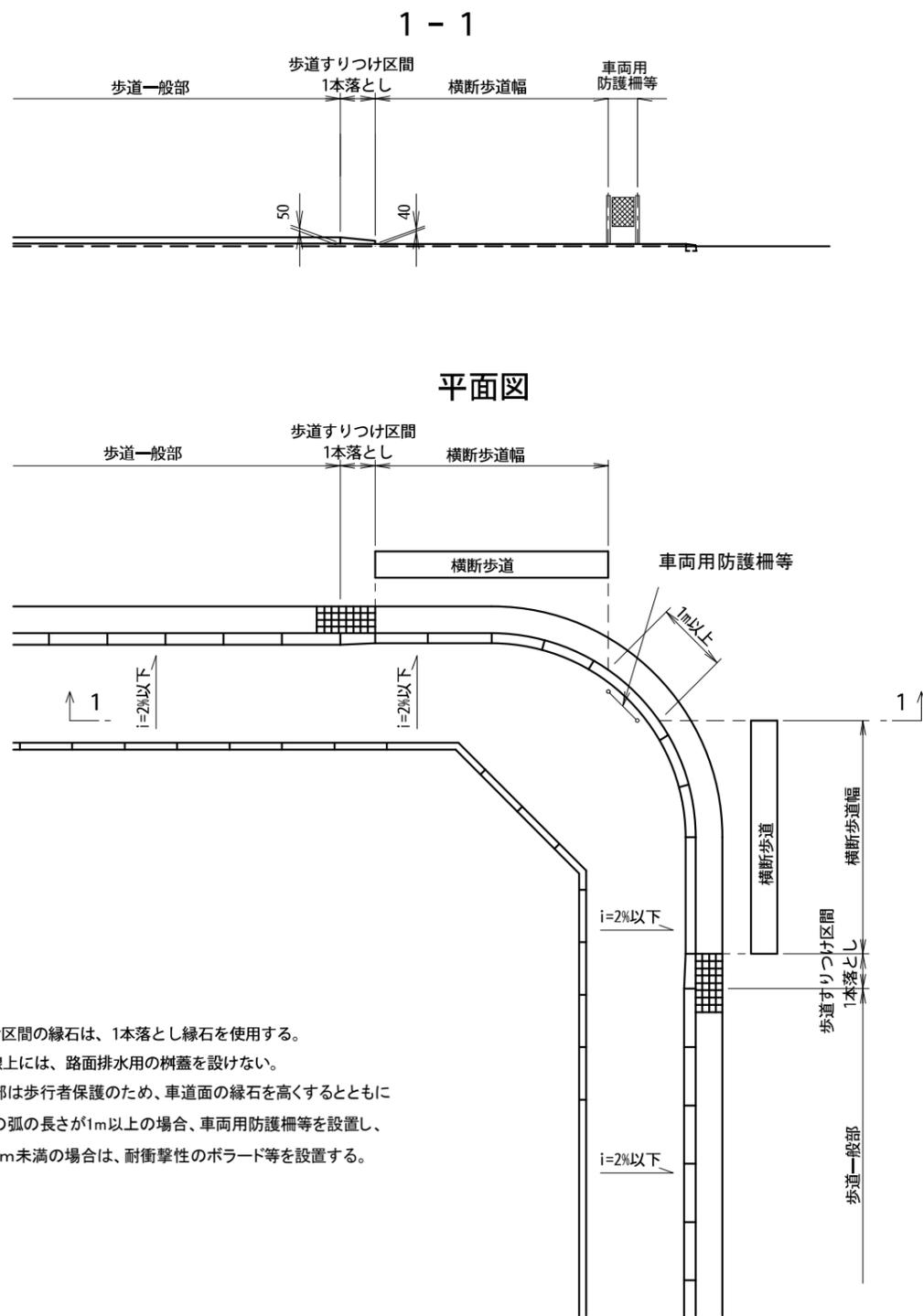
(2) 路上施設等がある場合



注1. 歩道すりつけ区間の縁石は、1本落とし縁石を使用する。
 注2. 歩行者の導線には、路面排水用の柵蓋を設けない。
 注3. 歩道巻込み部は、歩行者保護のため、車道面の縁石を高くするとともに、車両用防護柵等を設置する。

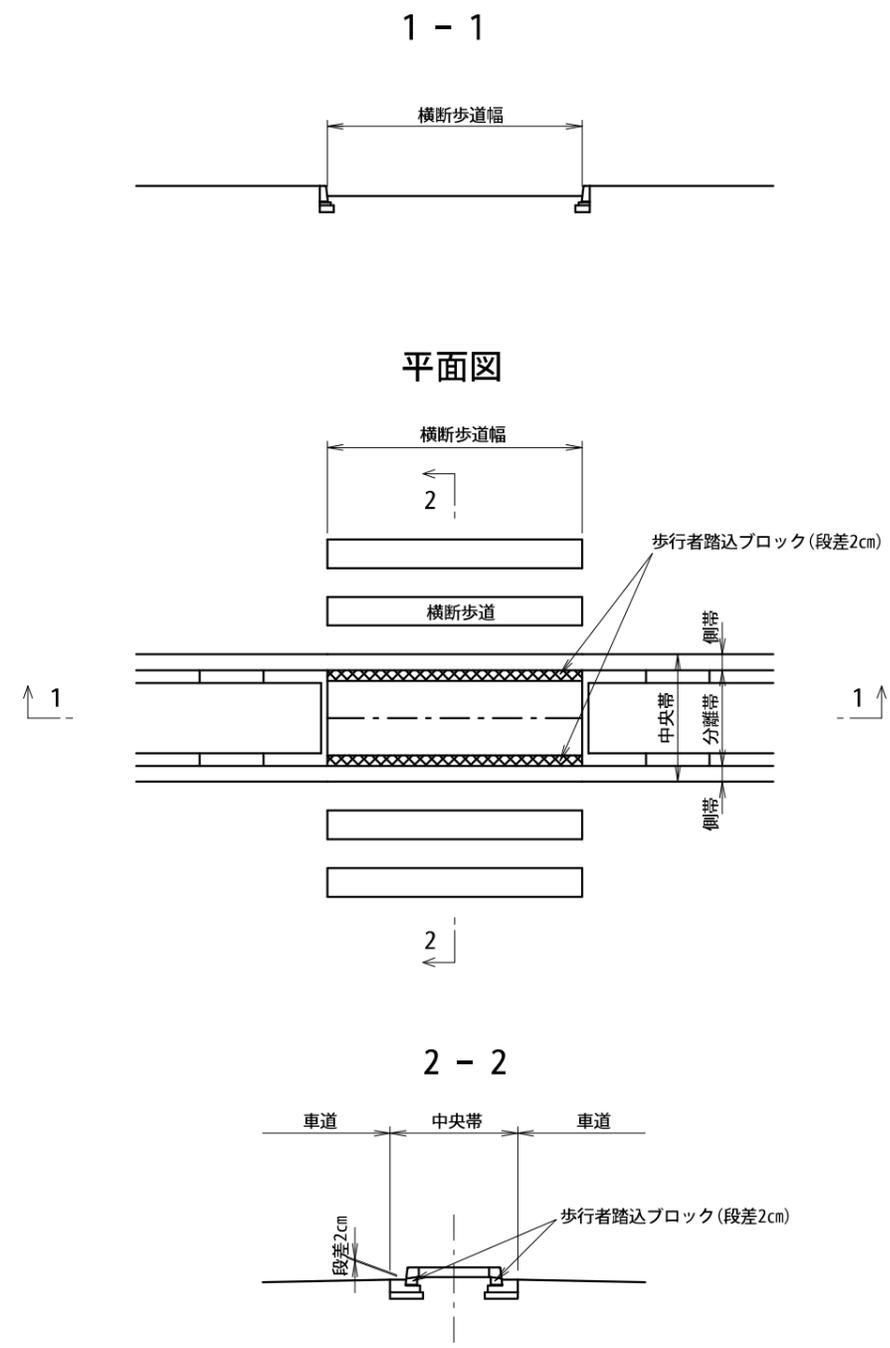
北九州市土木構造物標準図	図面名称	1. 歩道等の一般構造	縮尺		備考	改定年月	前回 平成19年 10月	1
		4. 歩道巻込み部 2/2					最新 令和3年 8月	4

5. 交差点部



注1. 歩道すりつけ区間の緑石は、1本落とし緑石を使用する。
 注2. 歩行者の導線上には、路面排水用の樹蓋を設けない。
 注3. 歩道巻き込み部は歩行者保護のため、車道面の緑石を高くするとともに横断歩道間の弧の長さが1m以上の場合、車両用防護柵等を設置し、弧の長さが1m未満の場合は、耐衝撃性のボラード等を設置する。

6. 横断歩道箇所における分離帯



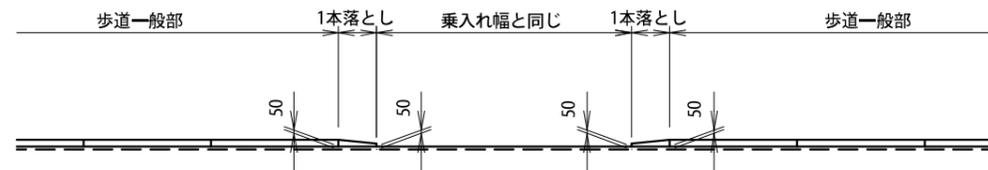
注1. 横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さとする。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は2cmとする。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	1. 歩道等の一般構造	縮尺	備考	改定年月	前回 平成19年 10月	1
		5. 交差点部				最新 令和3年 8月	5
		6. 横断歩道箇所における分離帯					

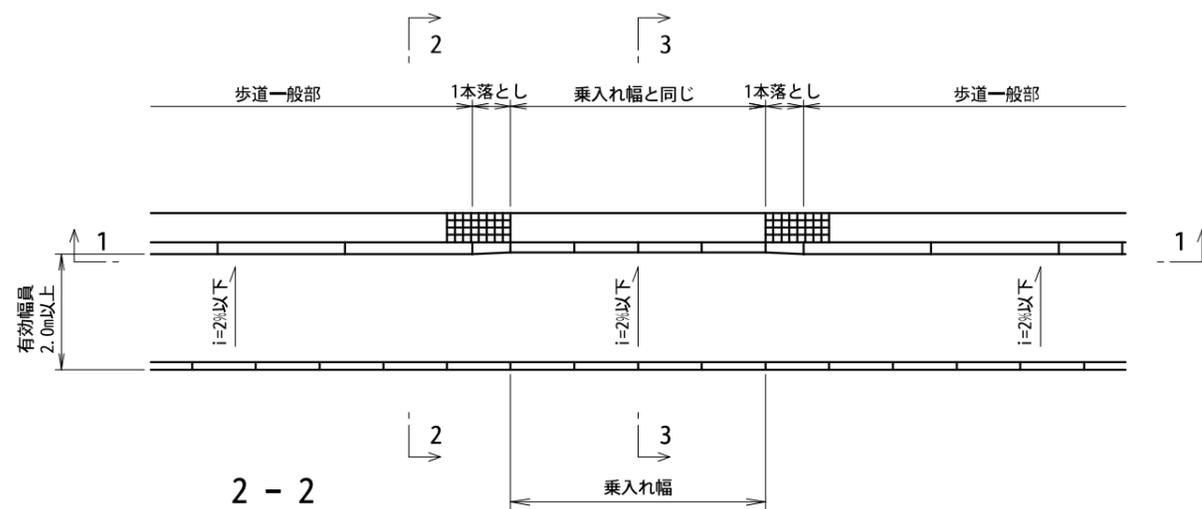
7. 車道乗入れ部

(1) 路上施設等がない場合

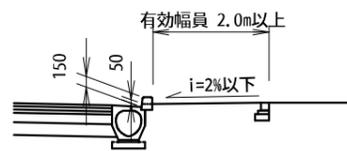
1 - 1



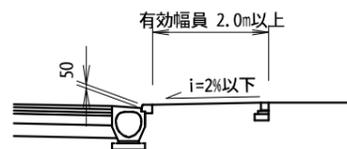
平面図



2 - 2



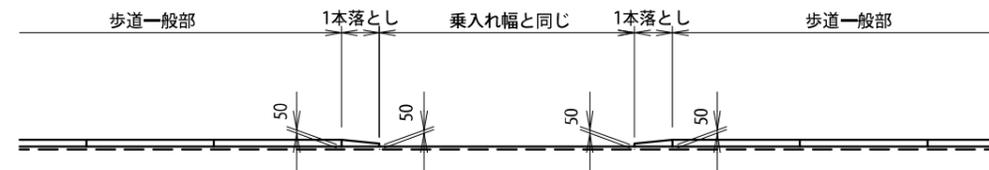
3 - 3



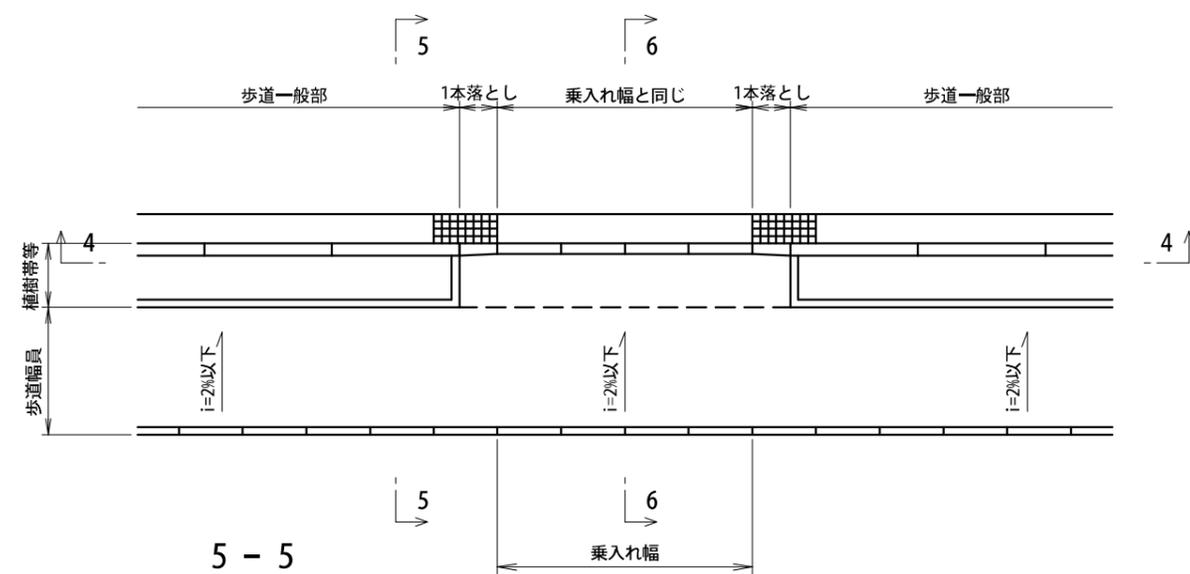
注1. 縁石のすりつけは、1本落とし用縁石を使用する。
注2. 歩行者の導線には、路面排水用の樹蓋を設けない。

(2) 路上施設等がある場合

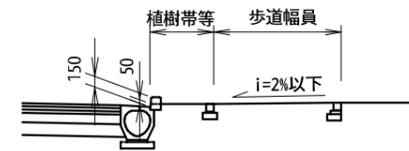
4 - 4



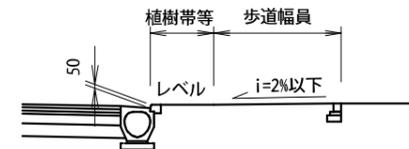
平面図



5 - 5



6 - 6



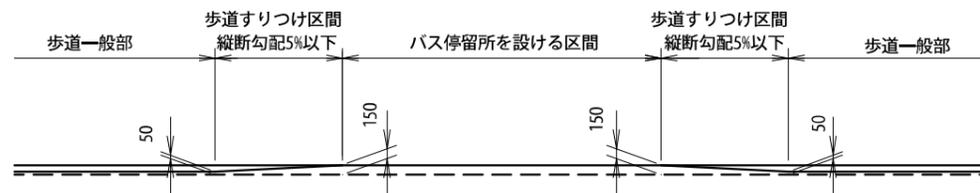
注1. 縁石のすりつけは、1本落とし用縁石を使用する。
注2. 歩行者の導線には、路面排水用の樹蓋を設けない。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	1. 歩道等の一般構造	縮尺	備考	改定年月	前回 平成16年 10月	1
		7. 車道乗入れ部				最新 平成19年 10月	6

8. バス停留所等

(1) バス停留所

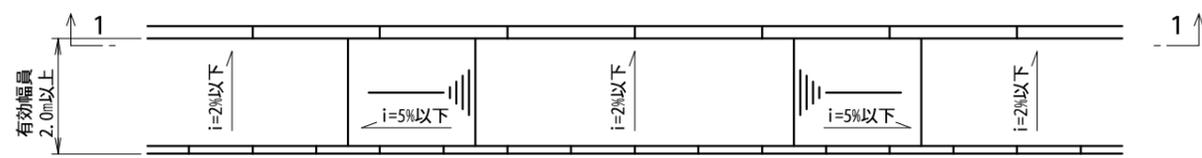
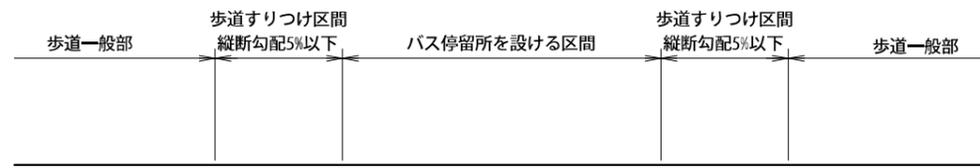
1 - 1



平面図

2 →

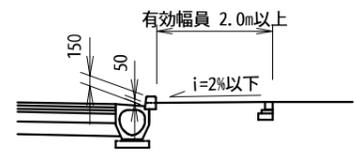
3 →



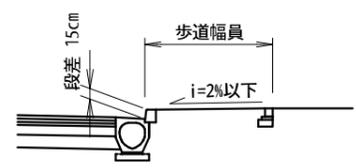
2 →

3 →

2 - 2



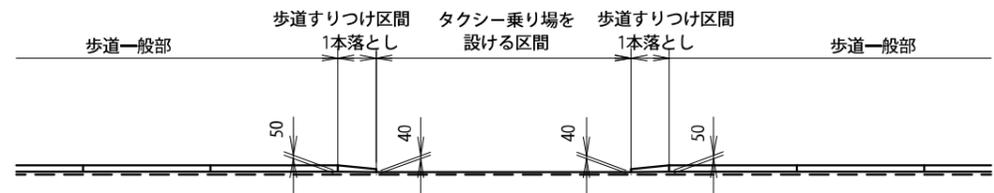
3 - 3



- 注 1. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。
- 注 2. 歩道すりつけ区間の縁石は、すりつけ用縁石を使用する。
- 注 3. バス停留所を設ける区間の段差は15cmとする。

(2) タクシー乗り場

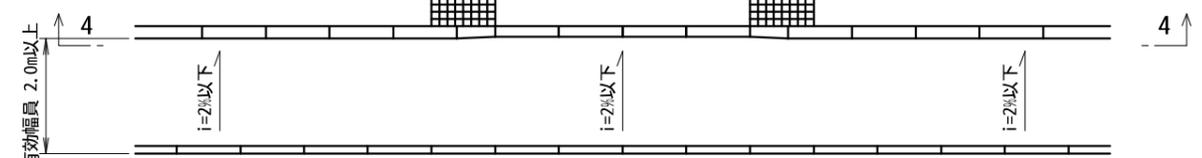
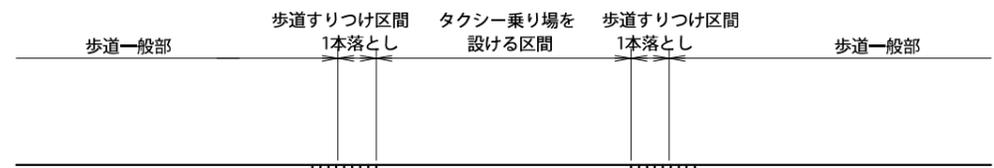
4 - 4



平面図

5 →

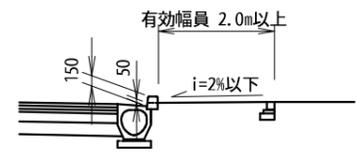
6 →



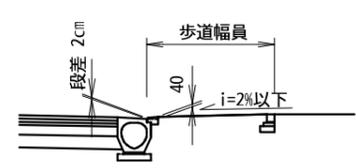
5 →

6 →

5 - 5



6 - 6



- 注 1. 歩道すりつけ区間の縁石は、1本落とし縁石を使用する。
- 注 2. 歩行者の導線上には、路面排水用の樹蓋を設けない。
- 注 3. タクシー乗り場を設ける区間の段差は2cmとする。

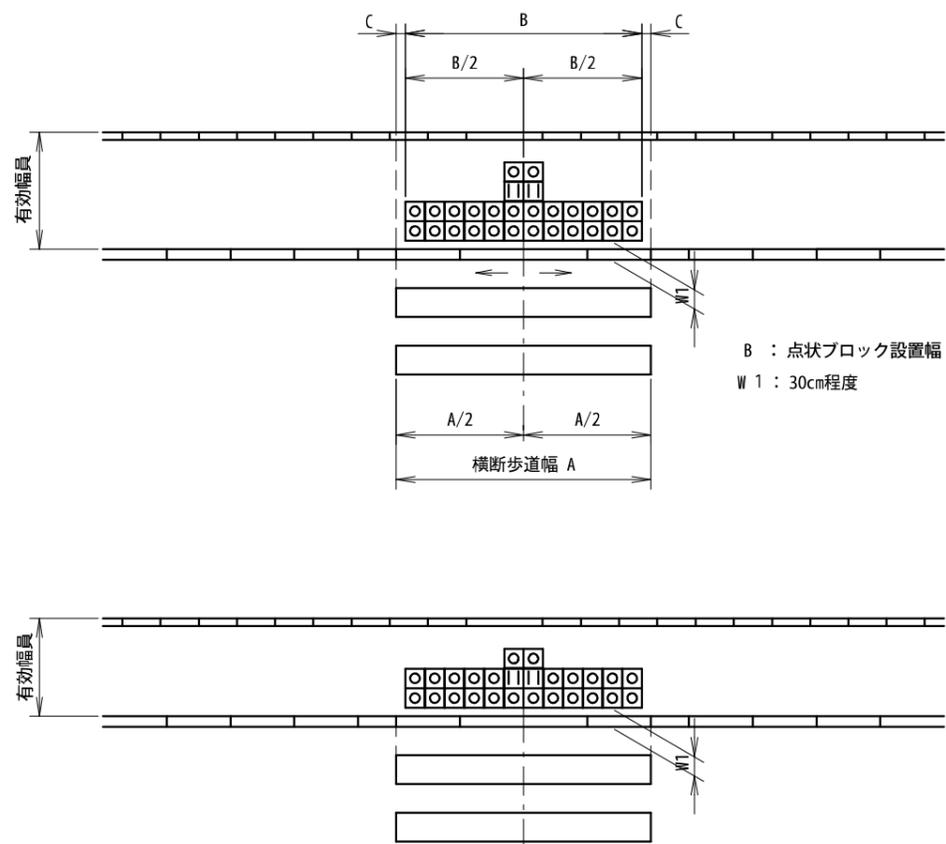
北九州市土木構造物標準図	図面名称	1. 歩道等の一般構造	縮尺		備考	改定年月	前回 平成16年 10 月	1
		8. バス停留所等					最新 平成19年 10 月	7

2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法

1. 連続誘導をしない場合

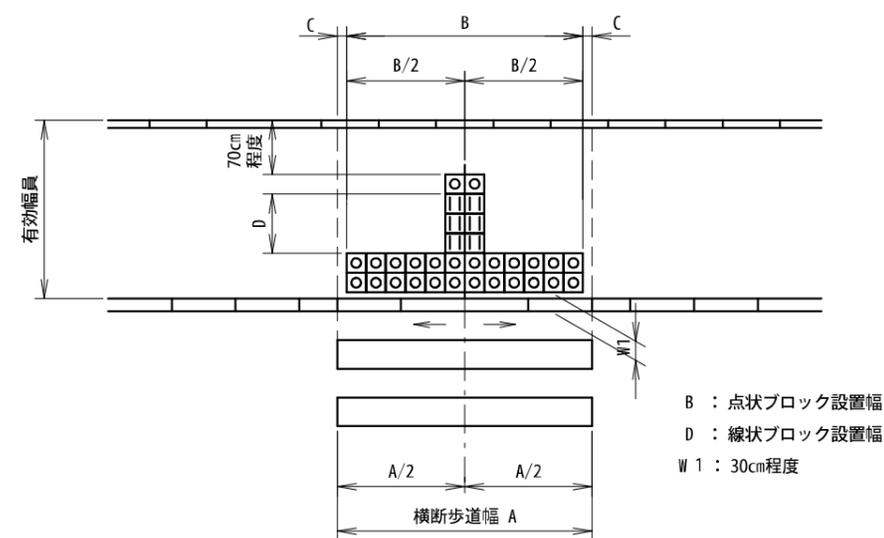
1.1 横断歩道口

1.1.1 有効幅員W=2.0m未満の場合



- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1 (30cm程度)の隔離を設ける。
 注2. 横断歩道の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを設置する。
 注3. Cの寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。

1.1.2 有効幅員W=2.0m以上の場合



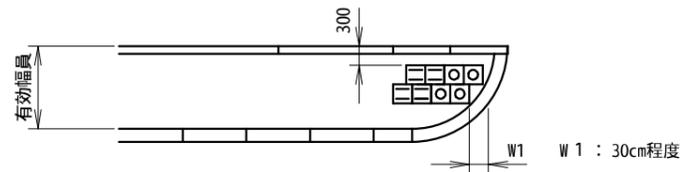
- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1 (30cm程度)の隔離を設ける。
 注2. 横断歩道の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを設置する。
 注3. Cの寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺		備考	改定年月	前回 平成16年 10 月	2
		1. 連続誘導をしない場合 1/5					最新 平成19年 10 月	1

1.2 歩道巻込み部

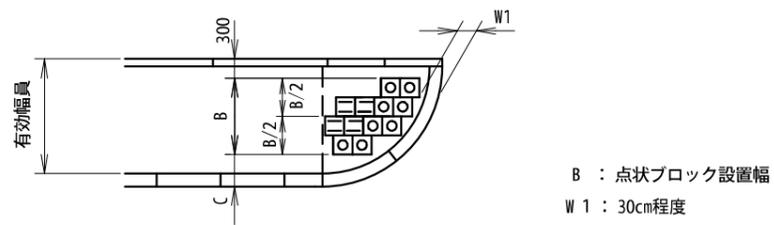
1.2.1 横断歩道がない場合

(1) 有効幅員W=2.0m未満の場合



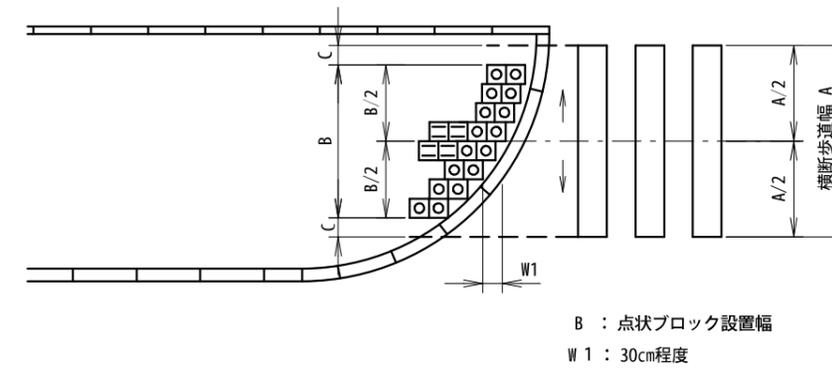
- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
 注2. 宅地側と点状ブロックの間には、30cm間隔をとり、4枚(2枚幅2列)設置する。
 注3. 線状ブロックは、点状ブロックに合わせ、4枚(2枚幅2列)設置する。

(2) 有効幅員W=2.0m以上の場合



- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
 注2. 宅地側から30cmの間隔をとり、Cの寸法が50cm程度になるまで点状ブロックを設置する。
 注3. 線状ブロックは、点状ブロックが偶数の場合、点状ブロックの中心部に4枚設置する。
 注4. 線状ブロックは、点状ブロックが奇数の場合、点状ブロックの中心線上に2枚設置し、宅地側に2枚設置する。

1.2.2 横断歩道がある場合

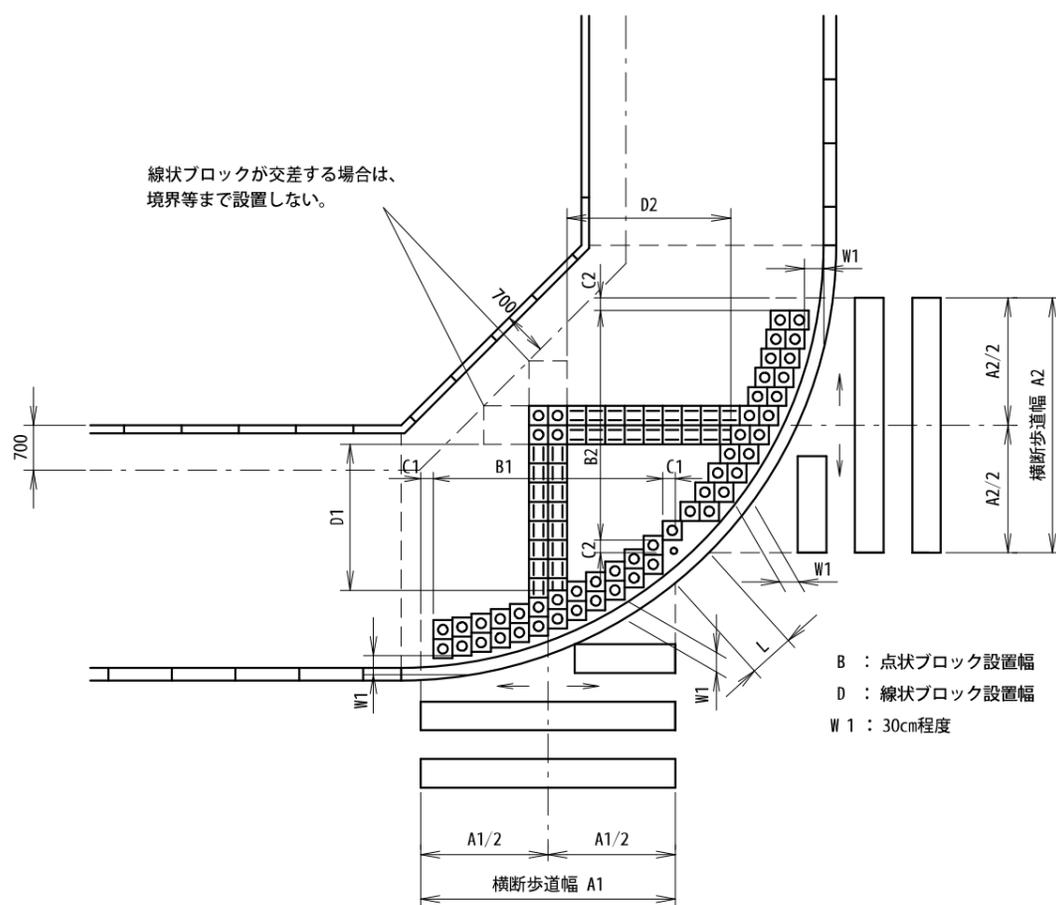


- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
 注2. 横断歩道の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを設置する。
 注3. Cの寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。
 注4. 線状ブロックは、点状ブロックの中心部に4枚設置する。

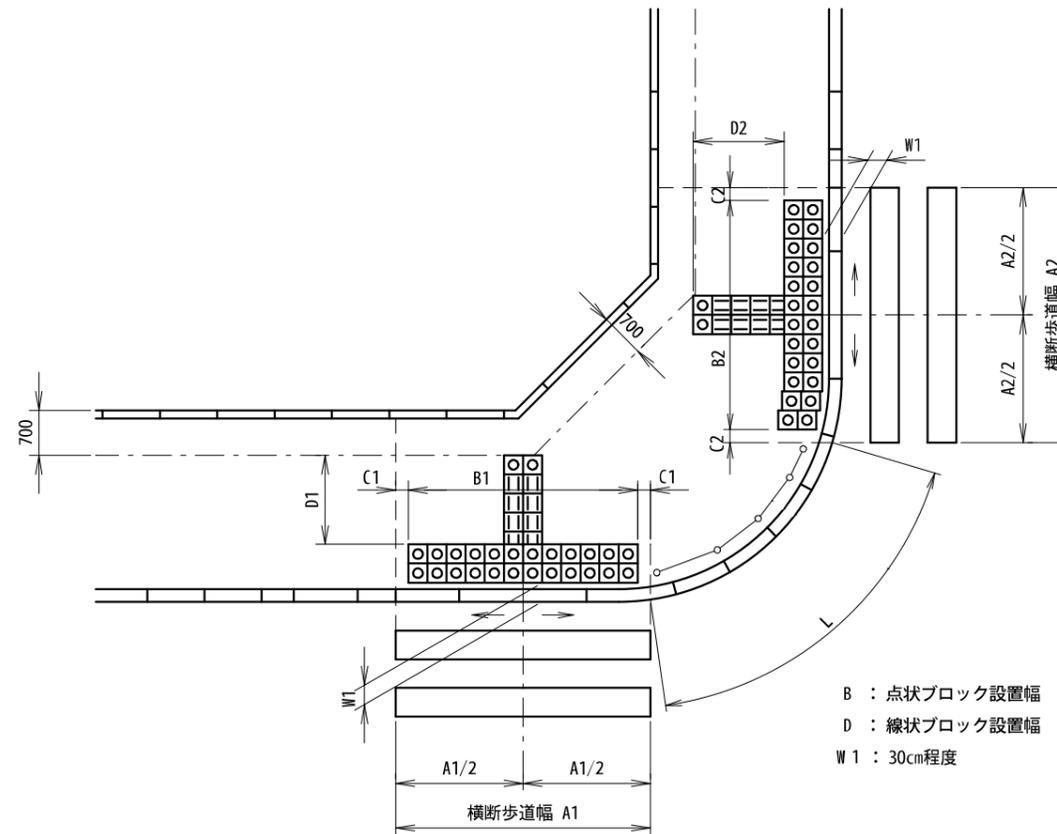
北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺	備考	改定年月	前回 平成16年 10 月	2
		1. 連続誘導をしない場合 2/5				最新 平成19年 10 月	2

1.3 交差点部に横断歩道がある場合

1.3.1 横断歩道間の弧の長さL=1.0m未満の場合



1.3.2 横断歩道間の弧の長さL=1.0m以上の場合

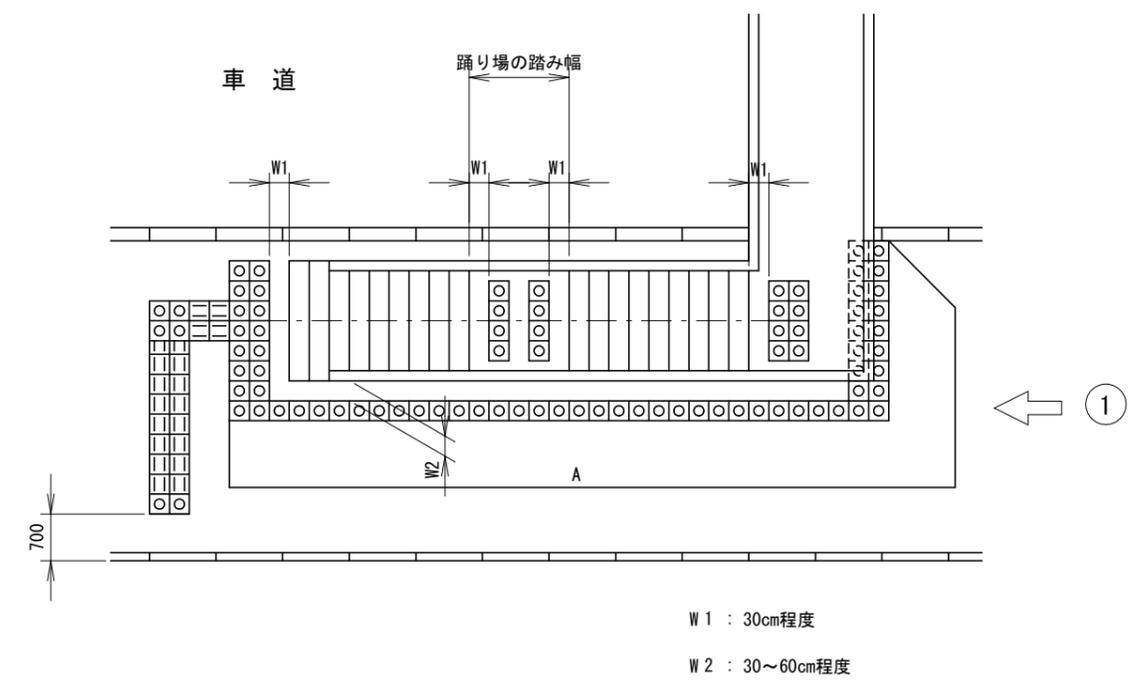


- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1 (30cm程度)の隔離を設ける。
 注2. 横断歩道の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを設置する。
 注3. Cの寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。
 注4. 線状ブロックは、横断歩道の中心線の延長線に2列設置する。
 注5. 宅地側の点状ブロックの隔離は、70cm確保する。
 注6. 歩道巻込み部の横断歩道間は、点状ブロックを設置する。
 注7. 線状ブロックが交差する場合は、境界まで設置しないで、交点に点状ブロックを4枚設置する。

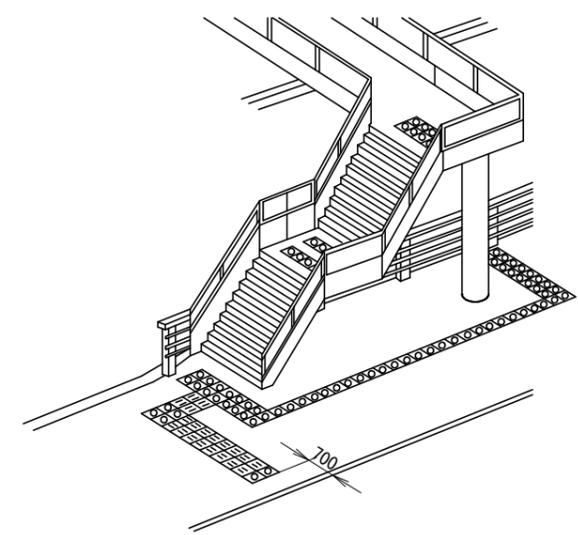
- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1 (30cm程度)の隔離を設ける。
 注2. 横断歩道の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを設置する。
 注3. Cの寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。
 注4. 線状ブロックは、点状ブロックの中心部に2列設置する。
 注5. 宅地側70cmの隔離をとり点状ブロックを2枚設置する。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺	備考	改定年月	前回 平成19年 10月	2
		1. 連続誘導をしない場合 3/5				最新 令和3年 8月	3

1.4 横断歩道橋の昇降部

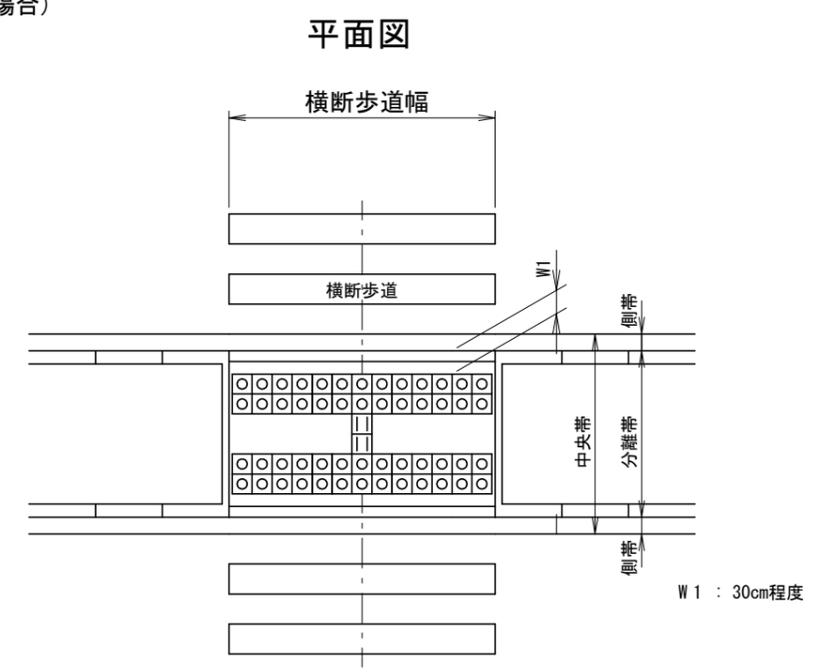


- 注1. Aの点状ブロックは、①方向から歩いて来た視覚障害者が横断歩道橋の橋脚等に接触しないように回避させるためのものである。
- 注2. 踊り場の踏み込み幅が1.2m以下の場合、点状ブロックは設置しない。

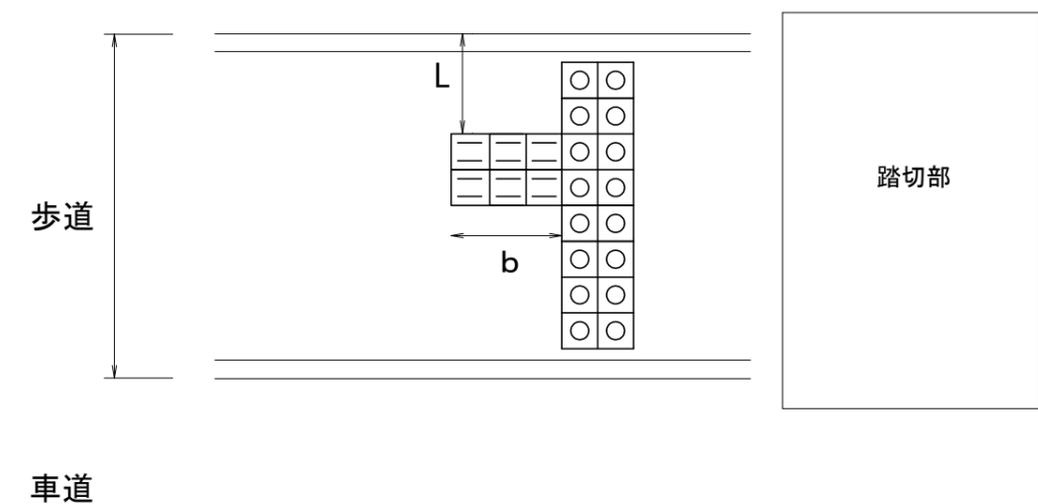


1.5 中央分離帯

(分離帯幅員W=2.5m以上の場合)



1.5.2 踏切道手前

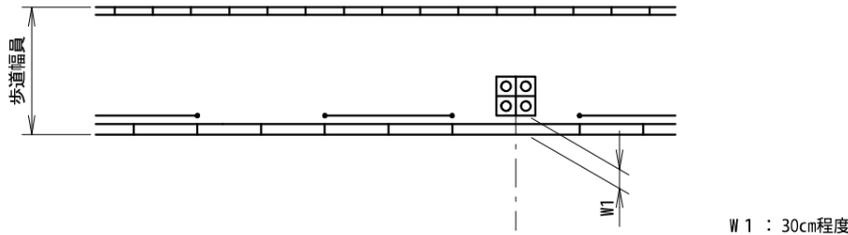


- L : 60cm程度
(路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りでない)
- b : 点状ブロックへ誘導するために必要な長さを設けるものとする。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺	備考	改定年月	前回 平成16年 10月	2
		1. 連続誘導をしない場合 4/5				最新 令和4年 8月	4

1.6 バス停及びタクシー乗り場

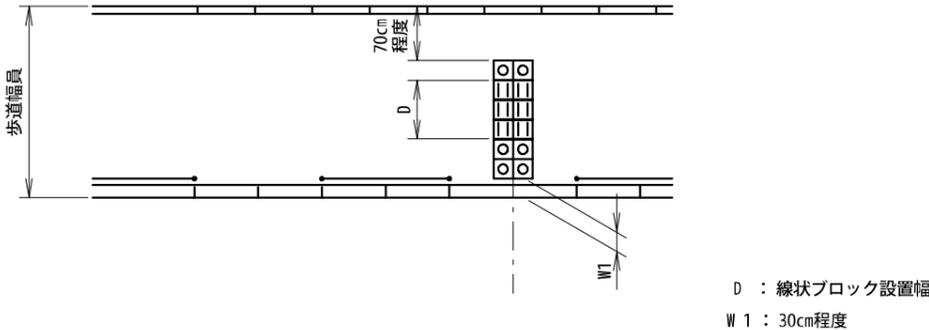
1.6.1 歩道幅員W=2.0m未満の場合



W1 : 30cm程度

- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
- 注2. 乗車口の中心線から、左右に点状ブロックを2枚ずつ設置する。
- 注3. バス停部、タクシー乗り場では、乗車口を案内するものとする。

1.6.2 歩道幅員W=2.0m以上の場合



D : 線状ブロック設置幅
W1 : 30cm程度

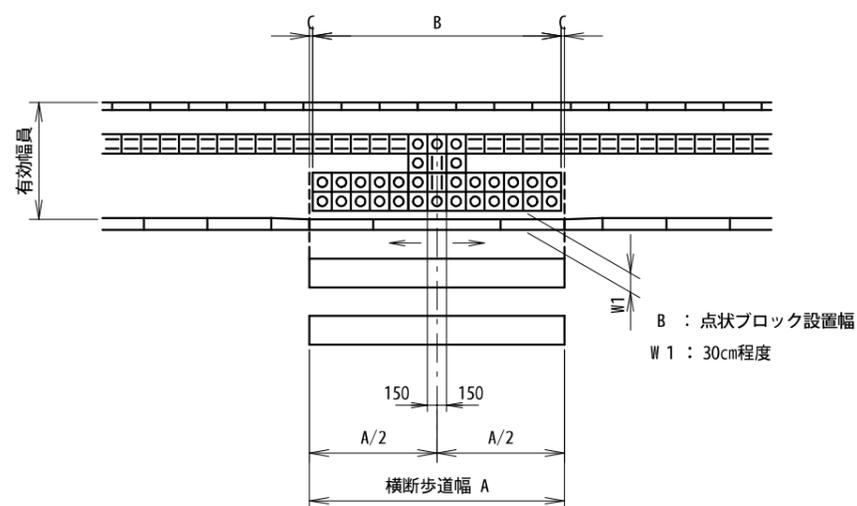
- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
- 注2. 乗車口の中心線から、左右に点状ブロックを2枚ずつ設置する。
- 注3. 線状ブロックは、乗車口の中心線に2列設置する。
- 注4. 宅地側に70cm程度の離隔をとり点状ブロックを2枚設置する。
- 注5. バス停部、タクシー乗り場では、乗車口を案内するものとする。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺	備考	改定年月	前回 平成16年 10 月	2
		1. 連続誘導をしない場合 5/5				最新 平成19年 10 月	5

2. 連続誘導を行う場合

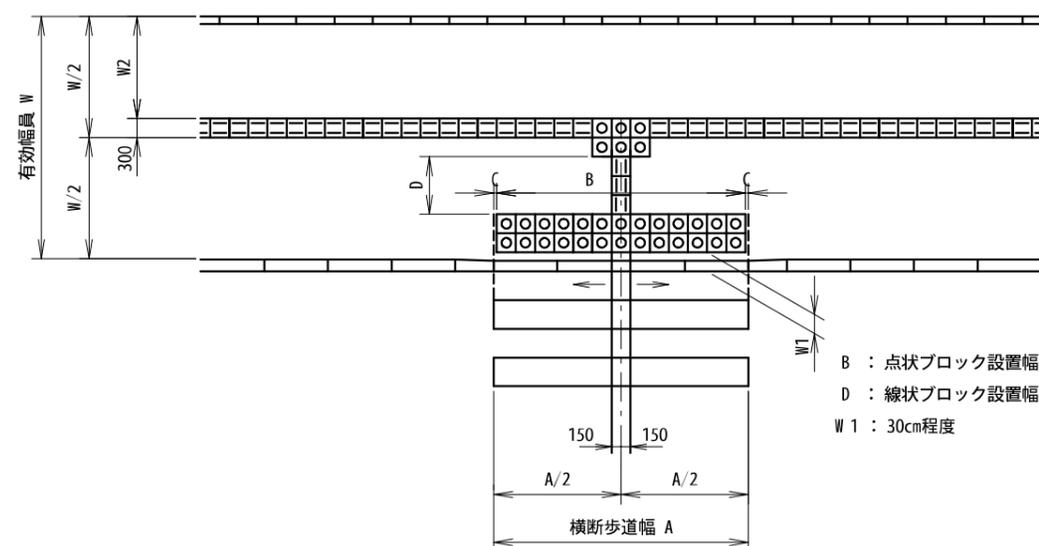
2.1 横断歩道口

2.1.1 有効幅員W=2.5m未満の場合



- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
 注2. 横断歩道の中心線を歩道まで延長し、その延長した中心線上に点状及び線状ブロックを1枚ずつ設置し、順次左右に点状ブロックを設置する。
 注3. (の寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。
 注4. 連続誘導用の線状ブロックを、やむを得ず曲げる必要がある場合は、2.5を参照する。

2.1.2 有効幅員W=2.5m以上4.0m以下の場合



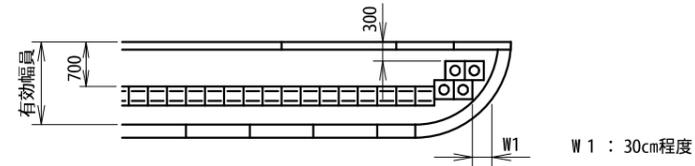
- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
 注2. 横断歩道の中心線を歩道まで延長し、その延長した中心線上に1列設置し、順次、左右に点状ブロックを設置する。
 注3. (の寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。
 注4. 線状ブロックは、点状ブロックの中心線上に1列設置する。
 注5. 分岐部には、点状ブロックを6枚設置する。
 注6. W2は2.1.2を参照する。
 注7. 歩道幅員W=4.0m以上の場合、別途検討する。
 注8. 歩道幅員とは、障害物等を除いた有効幅員である。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺		備考	改定年月	前回 平成16年 10 月	2
		2. 連続誘導を行う場合 1/5					最新 平成19年 10 月	6

2.2 歩道巻込み部

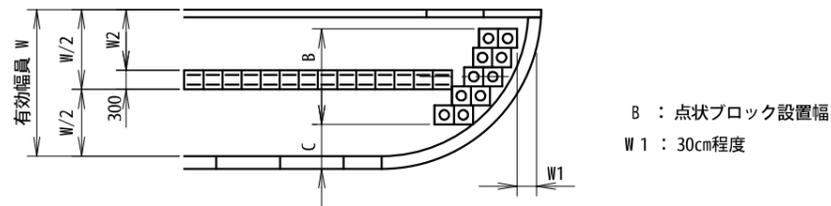
2.2.1 横断歩道がない場合

(1) 有効幅員W=2.0m未満の場合



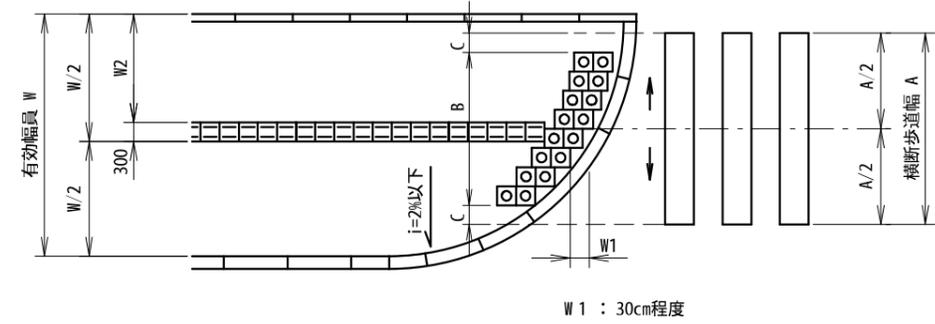
- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
 注2. 宅地側と点状ブロックの間には、30cm間隔をとり、4枚(2列幅2列)設置する。
 注3. 連続誘導用の線状ブロックは、宅地から70cm離して設置する。

(2) 有効幅員W=2.0m以上の場合



- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
 注2. 宅地側から30cmの間隔をとり、Cの寸法が50cm程度になるまで点状ブロックを設置する。
 注3. 連続誘導用の線状ブロック(歩道幅員W、W2)は、2.1.2を参照する。

2.2.2 横断歩道がある場合



- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
 注2. 横断歩道の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを設置する。
 注3. Cの寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。
 注4. 連続誘導用の線状ブロック(歩道幅員W、W2)は、2.1を参照する。

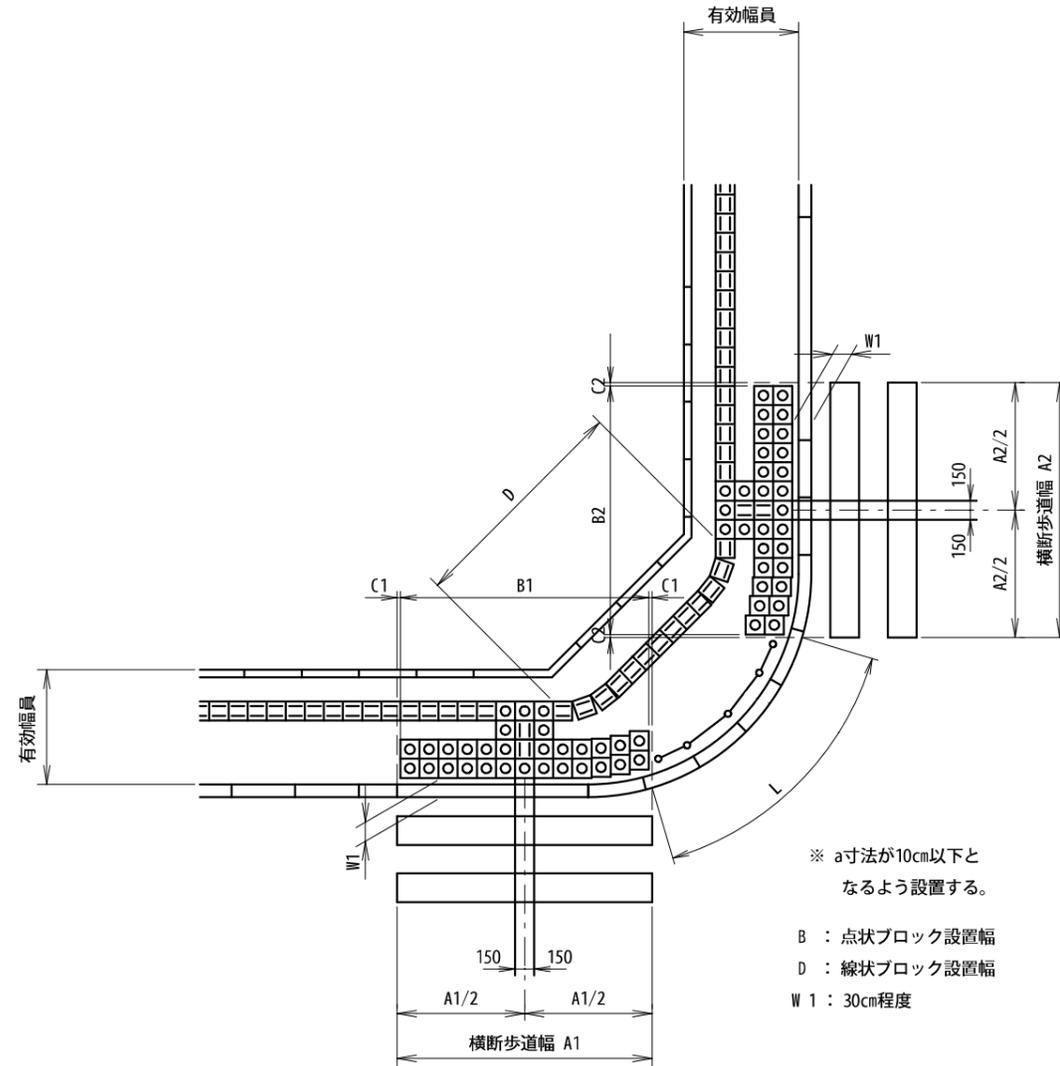
北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺		備考	改定年月	前回 平成16年 10 月	2
		2. 連続誘導を行う場合 2/5					最新 平成19年 10 月	7

2.3.2 有効幅員W=2.0m以上4.0m以下の場合

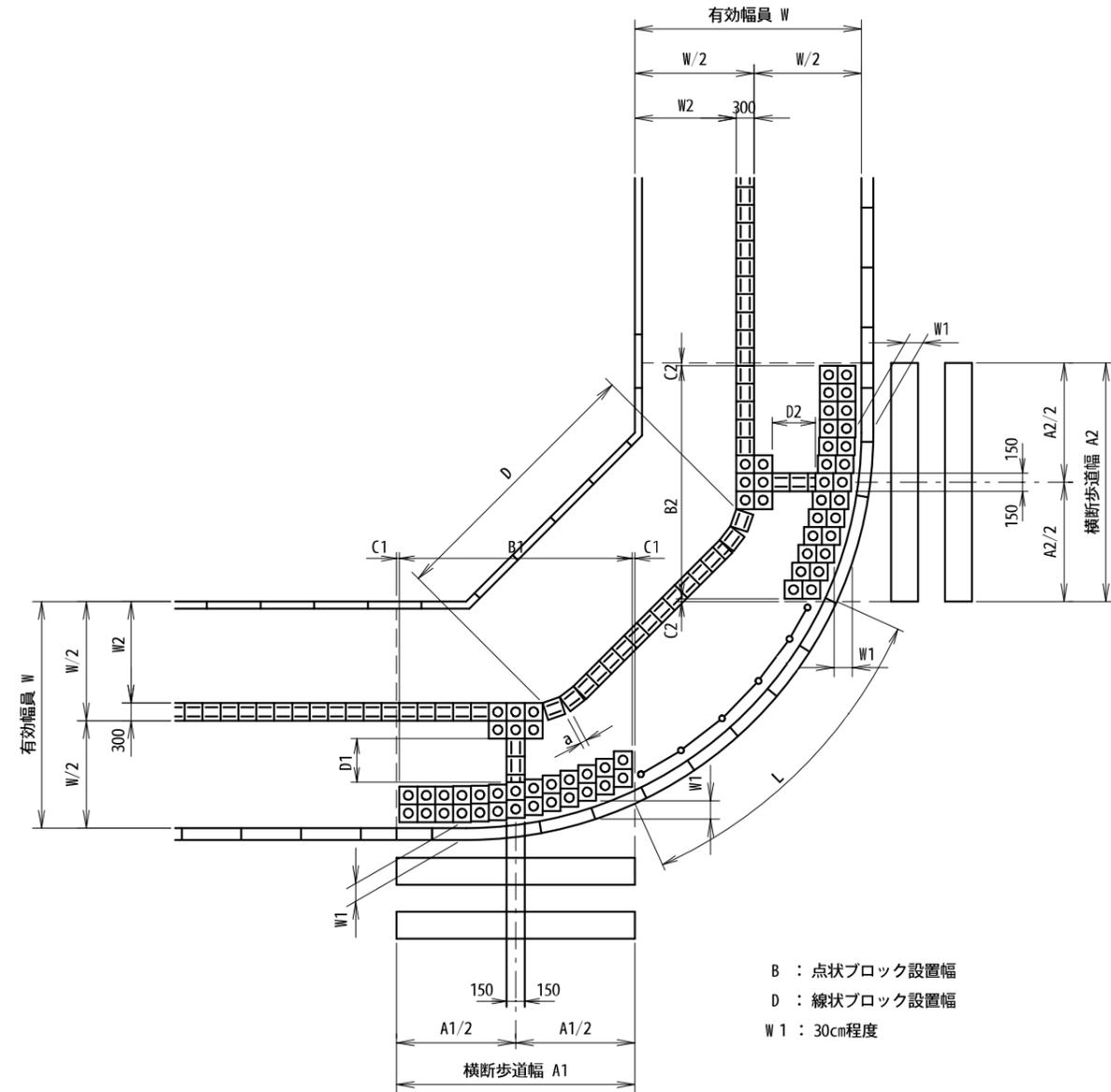
基準単価コード	-
---------	---

2.3 交差点部に横断歩道がある場合

2.3.1 有効幅員W=2.0m未満の場合



- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
- 注2. 横断歩道の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線上に点状及び線状ブロックを1枚ずつ設置し、順次左右に点状ブロックを設置する。
- 注3. Cの寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。
- 注4. 連続誘導用の線状ブロックを、やむを得ず曲げる必要がある場合は、2.5を参照する。

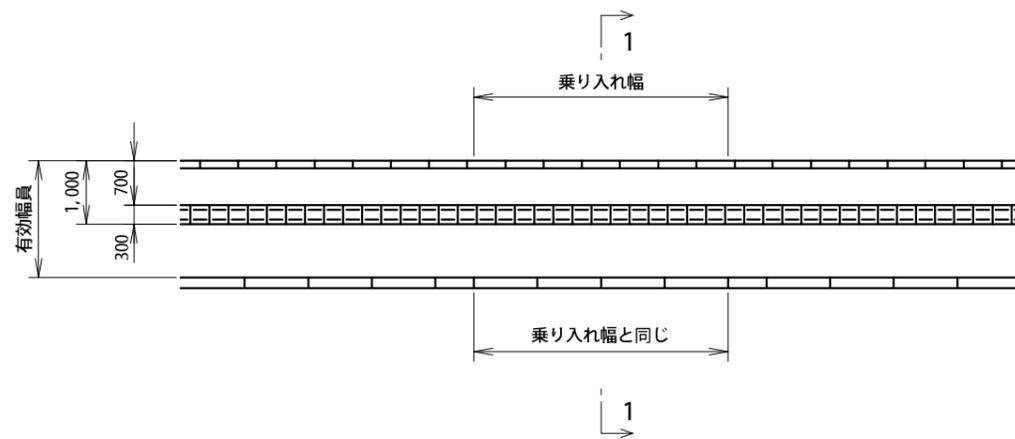


- 注1. 車道と点状ブロックの間には、必ずW1(30cm程度)の離隔を設ける。
- 注2. 横断歩道の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線上に1列設置し、順次、左右に点状ブロックを設置する。
- 注3. Cの寸法が30cm未満となるまで点状ブロックを設置する。
- 注4. 分岐部には、点状ブロックを6枚設置する。
- 注5. 連続誘導用の線状ブロックを、やむを得ず曲げる必要がある場合は、2.5を参照する。
- 注6. W2は2.1.2を参照する。
- 注7. 歩道幅員W=4.0m以上の場合は、別途検討する。

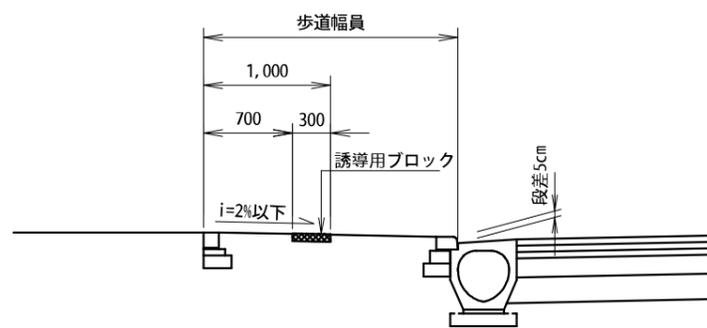
北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺		備考	改定年月	前回 平成19年 10月	2
		2. 連続誘導を行う場合 3/5					最新 令和3年 8月	8

2.4 車両乗入れ部

2.4.1 有効幅員W=2.0m未満の場合

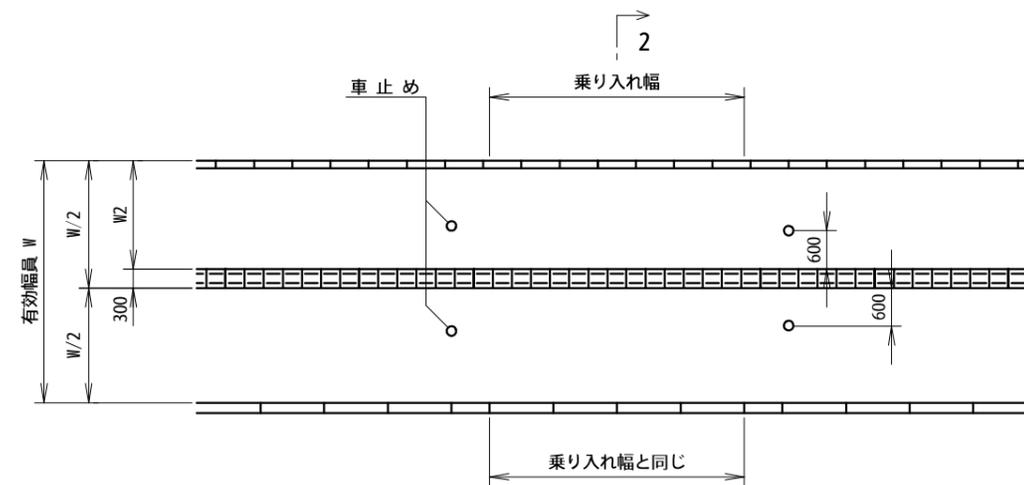


1 - 1

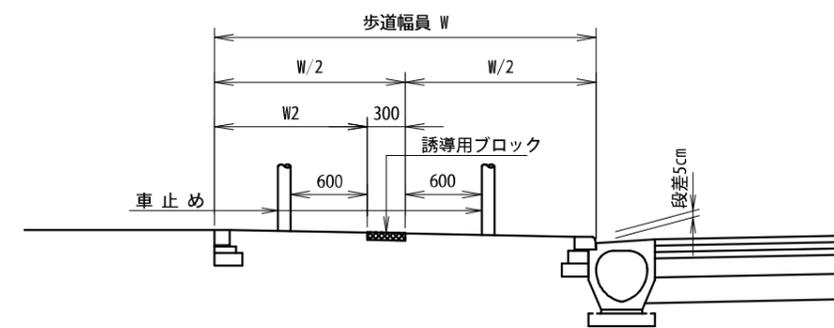


- 注1. 連続誘導用の線状ブロックは、歩道上に設ける連続する平坦部の中に設置する。
- 注2. 連続誘導用の線状ブロックは、宅地から70cm離して設置する。
- 注3. 連続誘導用の線状ブロック設置位置に障害物(マンホール、電柱等)がきた場合は、原則として構造物を移設する。移設が困難な場合は、2.5の屈曲を用いできるだけ緩やかに障害物を回避する。

2.4.2 有効幅員W=2.0m以上4.0m以下の場合



2 - 2



- 注1. 連続誘導用の線状ブロックは、歩道上に設ける連続する平坦部の中に設置する。
- 注2. 連続誘導用の線状ブロックは、歩道の中心線に沿って宅地側に設置する。ただし、歩道上に障害物等がある場合はこの限りではない。
- 注3. 歩道幅員W=4.0m以上の場合は、別途検討する。
- 注4. 歩道幅員とは、障害物等を除いた有効幅員である。
- 注5. 歩道内への車両進入防止のため車止めを設置する場合は、誘導用ブロックと車止めの離隔は60cm確保する。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺		備考	改定年月	前回 平成22年 4月	2
		2. 連続誘導を行う場合 4/5					最新 平成25年 4月	9

2.5 屈曲

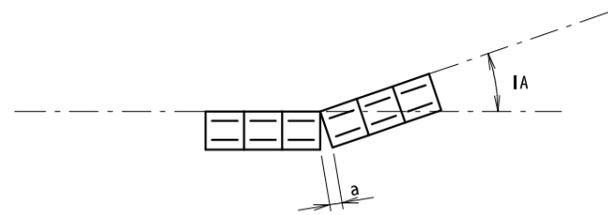


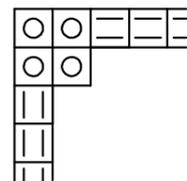
表-1 (参考値)

間隔 a	角度 IA
1.0cm	1.91°
2.0cm	3.82°
3.0cm	5.73°
4.0cm	7.65°
5.0cm	9.56°
6.0cm	11.48°
7.0cm	13.40°
8.0cm	15.32°
9.0cm	17.25°
10.0cm	19.19°

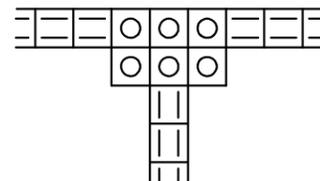
- 注1. 連続誘導用の線状ブロックは、原則屈曲部を設けない。
- 注2. やむを得ず誘導経路上に屈曲部を設ける場合は、上図の様に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。この場合、a寸法は10cm以下とする。又、視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正方形のまま設置するものとする。
- 注3. a寸法が10cm以上となる場合は、表-1を組み合わせて、できるだけ緩やかに屈曲する。

2.6 分岐地点

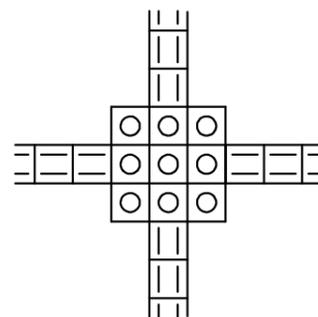
コーナー



三差路



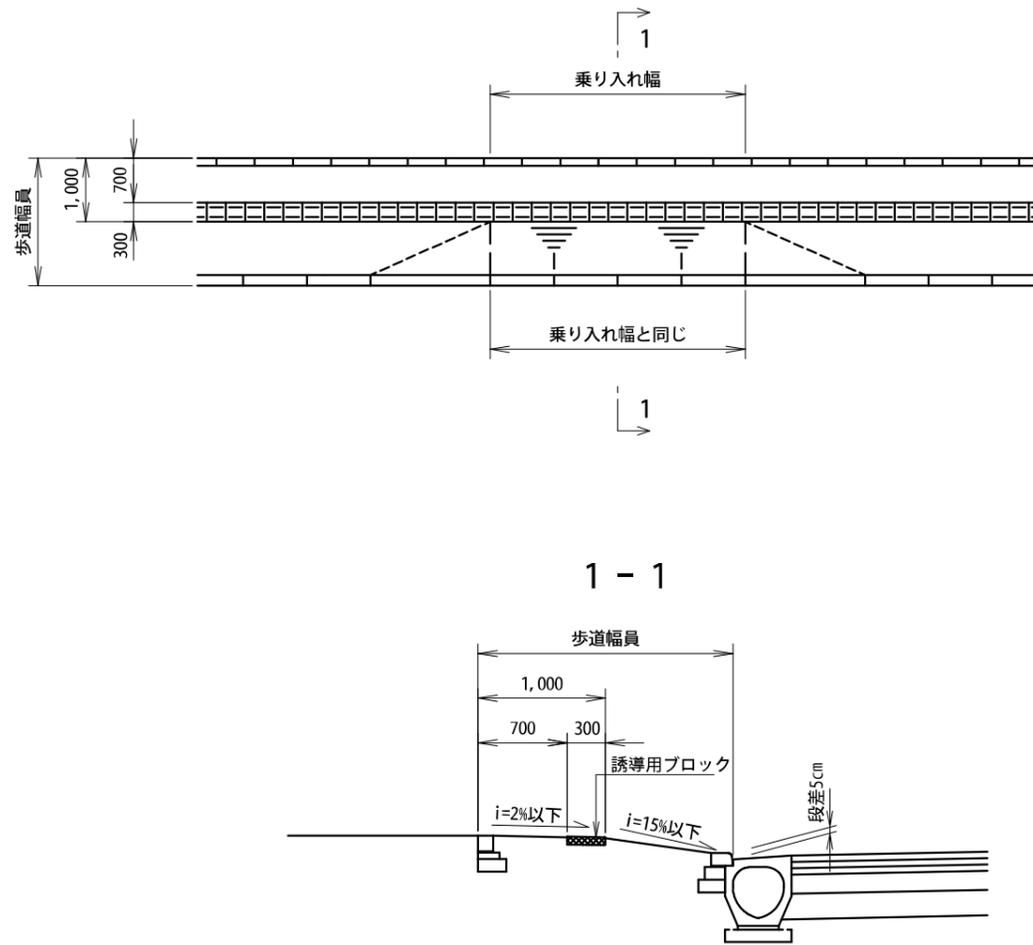
四差路



3. 既設のマウンドアップ形式の歩道における対応

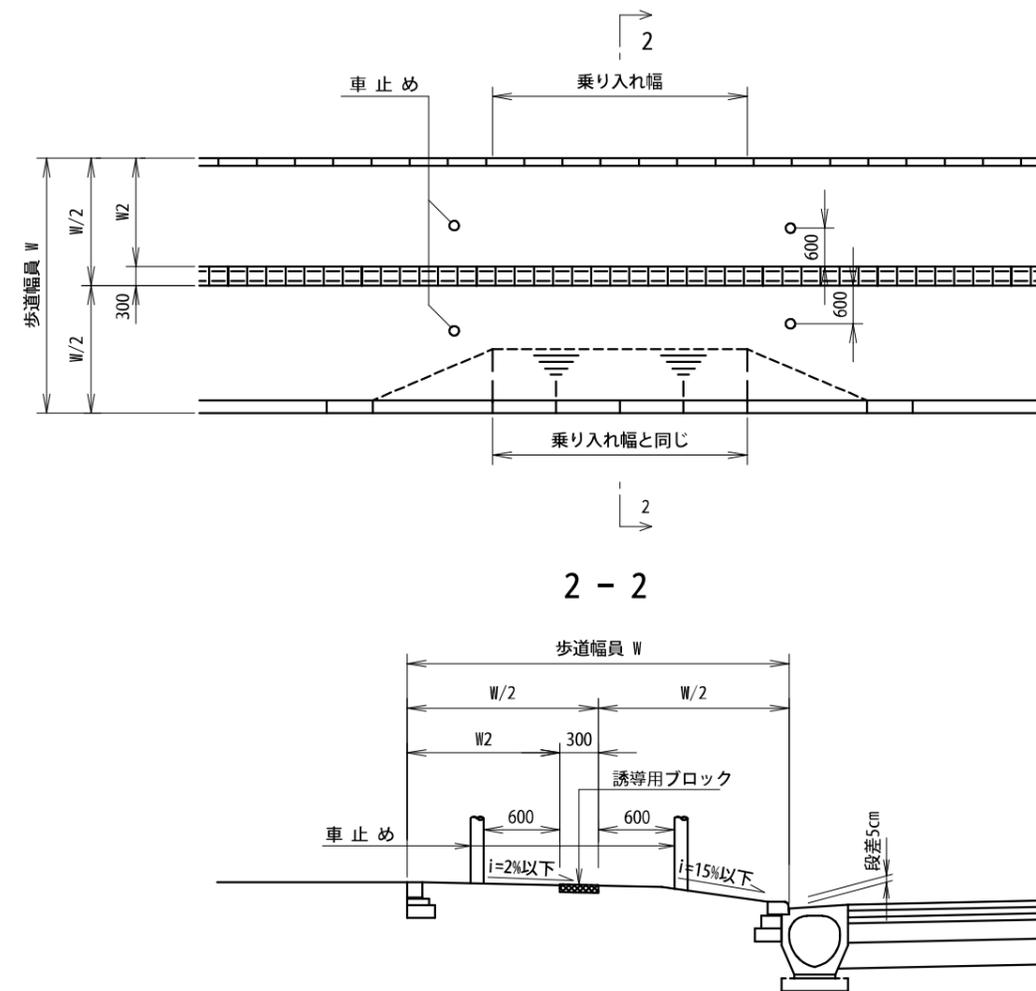
3.1 車両乗入れ部

3.1.1 歩道幅員W=2.0m未満の場合



- 注1. 連続誘導用の線状ブロックは、歩道上に設ける連続する平坦部の中に設置する。
- 注2. 連続誘導用の線状ブロックは、宅地から70cm離して設置する。
- 注3. 連続誘導用の線状ブロック設置位置に障害物(マンホール、電柱等)がきた場合は、原則として構造物を移設する。移設が困難な場合は、2.5の屈曲を用いできるだけ緩やかに障害物を回避する。

3.1.2 歩道幅員W=2.0m以上4.0m以下の場合



- 注1. 連続誘導用の線状ブロックは、歩道上に設ける連続する平坦部の中に設置する。
- 注2. 連続誘導用の線状ブロックは、歩道の中心線に沿って宅地側に設置する。ただし、歩道上に障害物等がある場合はこの限りではない。
- 注3. 歩道幅員W=4.0m以上の場合は、別途検討する。
- 注4. 歩道幅員とは、障害物等を除いた有効幅員である。
- 注5. 歩道内への車両進入防止のため車止めを設置する場合は、誘導用ブロックと車止めの離隔は60cm確保する。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	2. 視覚障害者誘導用ブロック設置方法	縮尺	備考	改定年月	前回 平成22年 4月	2
		3. 既設のマウンドアップ形式の歩道における対応				最新 平成25年 4月	11

3.参考資料

基準単価コード	-
---------	---

1. 既設のマウンドアップ形式における対応

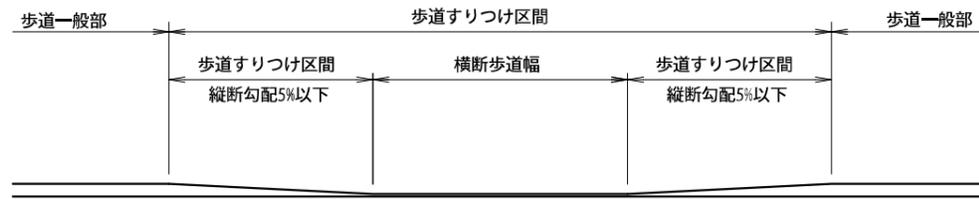
1. 歩道等と車道とのすりつけ

1.1 横断歩道口

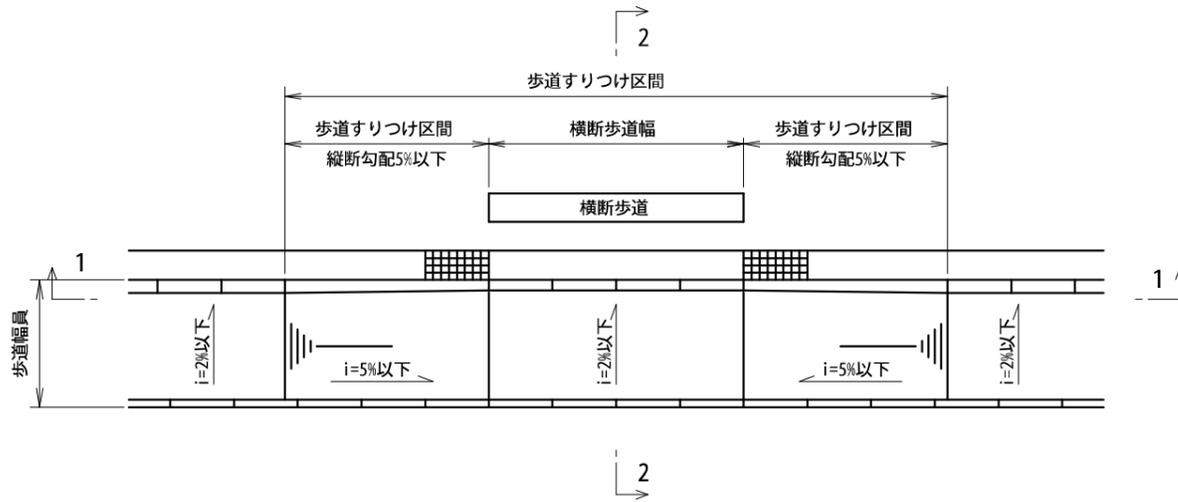
1.1.1 全面切下げを行う場合

(1) 路上施設等がない場合

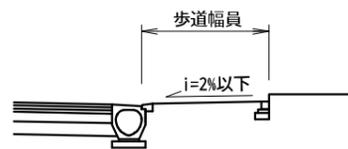
1 - 1



平面図



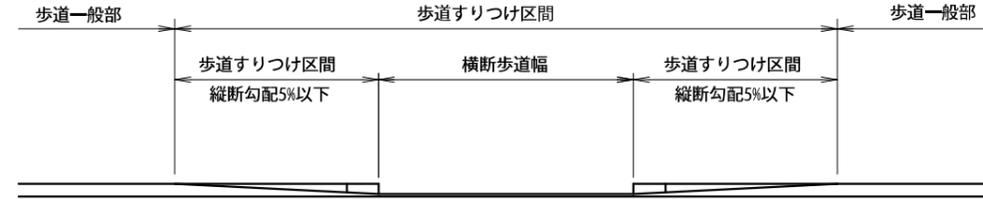
2 - 2



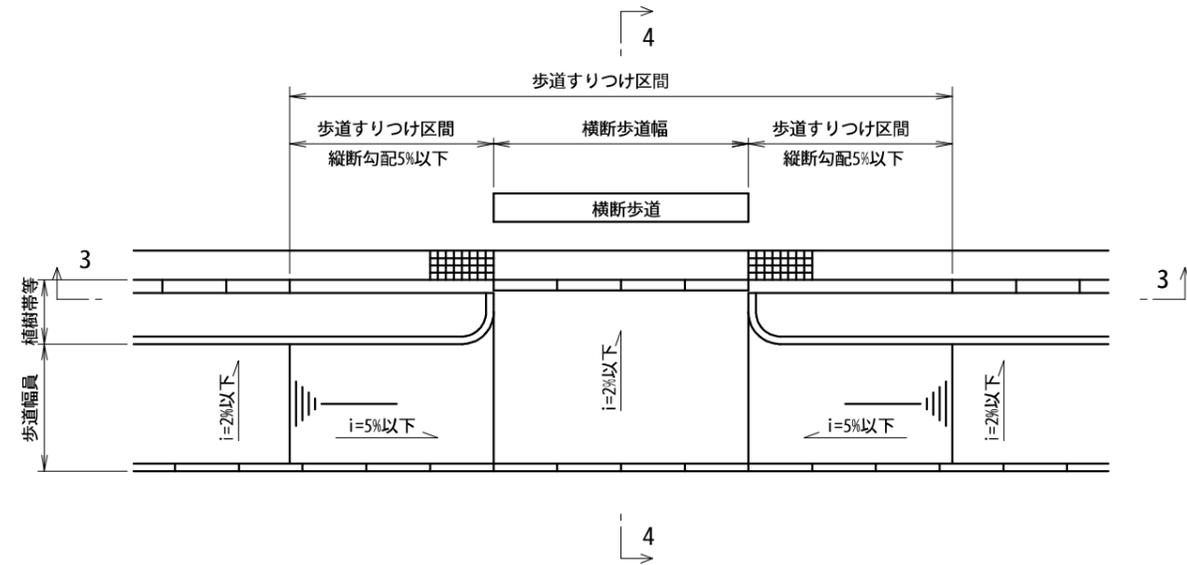
- 注1. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。
- 注2. 歩道すりつけ区間の縁石は、すりつけ用縁石を使用する。
- 注3. 歩行者の導線上には、路面排水用の柵蓋を設けない。

(2) 路上施設等がある場合

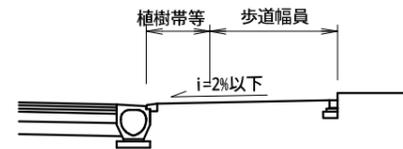
3 - 3



平面図



4 - 4



- 注1. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。
- 注2. 路上施設等は、歩行者の導線を考慮して設けること。
- 注3. 歩行者の導線上には、路面排水用の柵蓋を設けない。

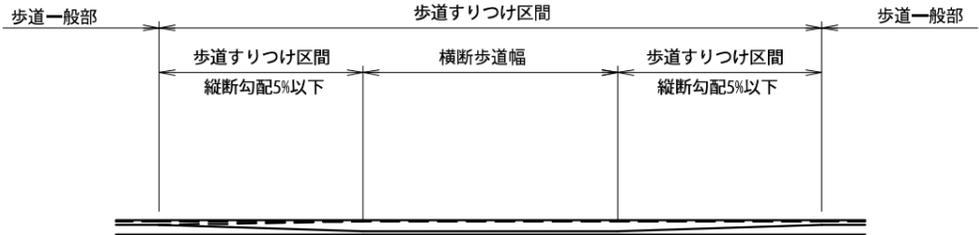
北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料 1. 既設のマウンドアップ形式における対応 1. 歩道等と車道とのすりつけ 1/5	縮尺		備考	改定年月	前回 平成16年 10 月 最新 平成19年 10 月	3 1
--------------	------	---	----	--	----	------	--------------------------------	--------

1.1.2 全面切下げをしない場合

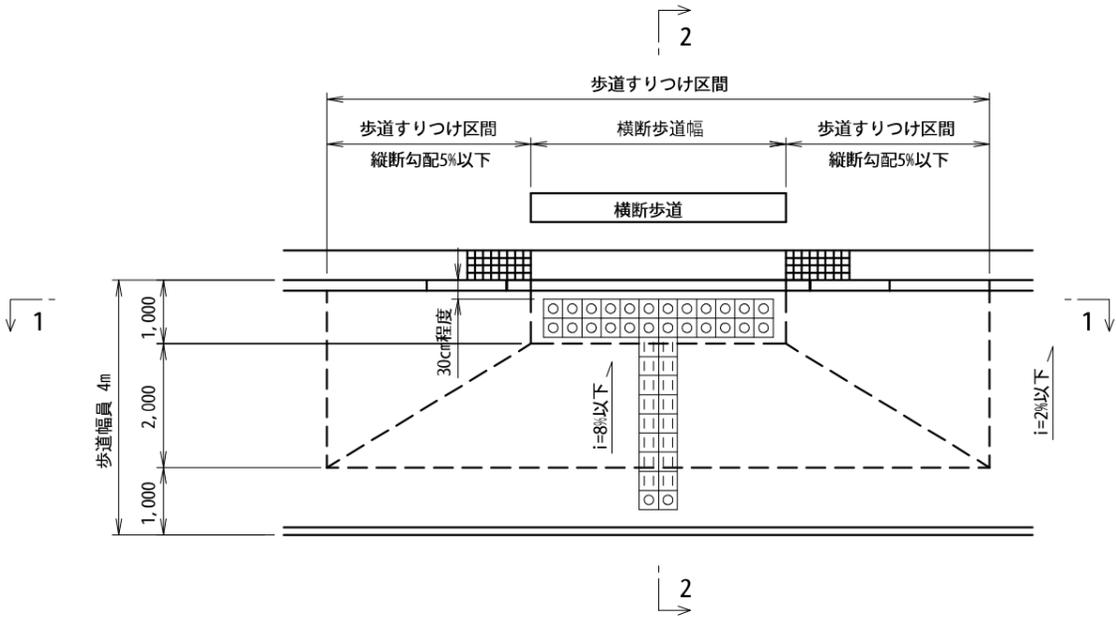
(参考)

(歩道幅員4m・段差15cm・縦断勾配*i*=8%以下の場合)

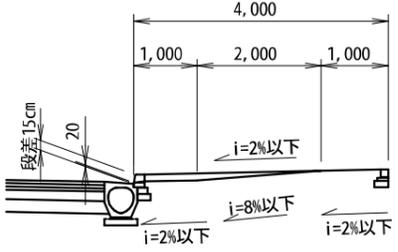
1 - 1



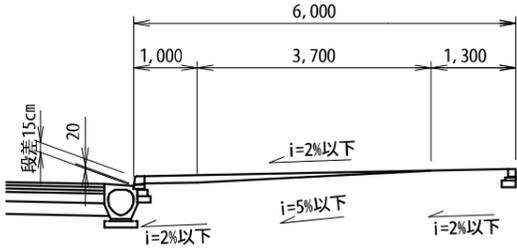
平面図



2 - 2



(縦断勾配5%以下ですりつけを行う場合)



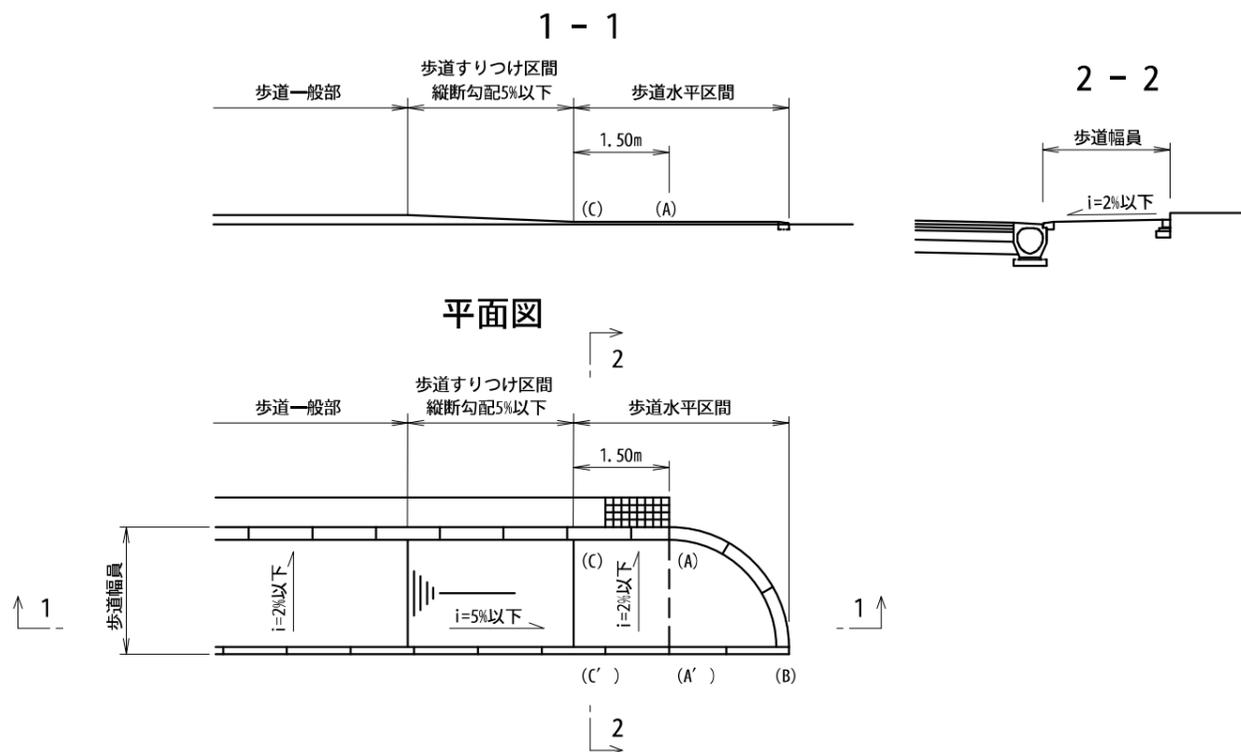
注1. 全面切下げをしない場合は、原則として1m以上の平坦部分を設け、縦断勾配5%以下ですりつける。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。
 注2. 歩道すりつけ区間の縁石は、すりつけ用縁石を使用する。
 注3. 歩行者の導線には、路面排水用の樹蓋を設けない。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺	備考	改定年月	前回 平成16年 10 月	3
		1. 既設のマウンドアップ形式における対応 1. 歩道等と車道とのすりつけ 2/5				最新 平成19年 10 月	2

1.2 歩道巻込み部

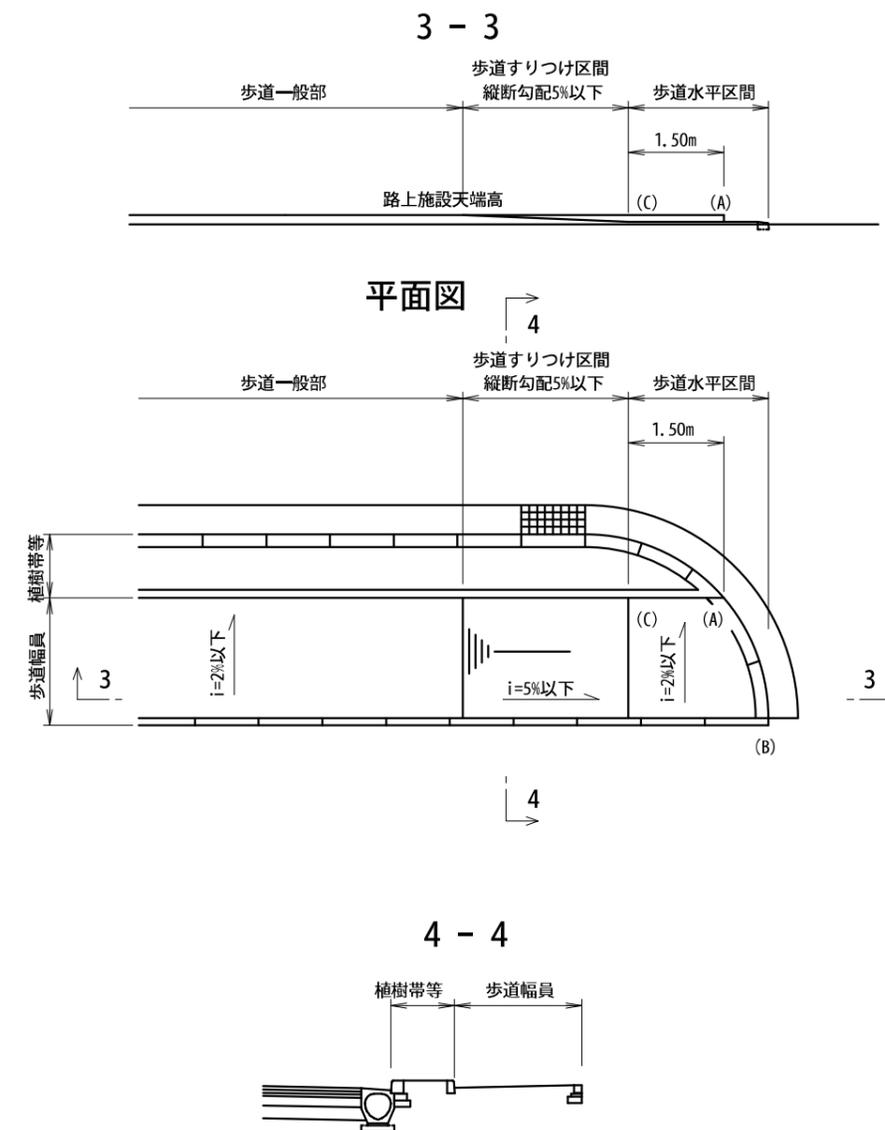
1.2.1 横断歩道がない場合

(1) 路上施設等がない場合



- 注1. 歩道水平区間については、巻込み始点(A)からすりつけ区間終点(C)との間に1.5m程度設ける。
- 注2. 地形、沿道の状況や支障物件により、注1. の水平区間1.5mを設けられない場合は、(A)(B)区間が1.5m以上確保出来れば、すりつけ区間終点(C)を巻込み始点(A)まで近づけることができる。
- 注3. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。

(2) 路上施設等がある場合

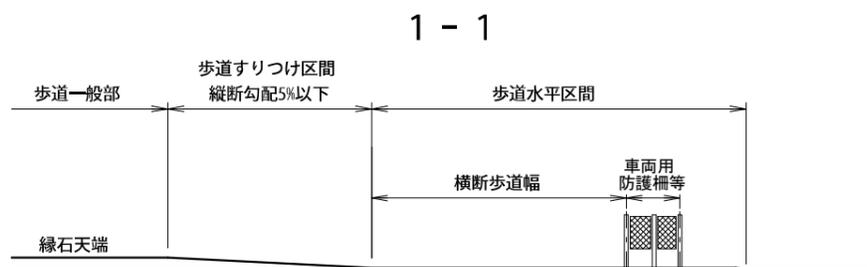


- 注1. 歩道水平区間については、巻込み始点(A)からすりつけ区間終点(C)との間に1.5m程度設ける。
- 注2. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料 1. 既設のマウンドアップ形式における対応 1. 歩道等と車道とのすりつけ 3/5	縮尺		備考	改定年月	前回 平成19年 10月 最新 令和3年 8月	3 3
--------------	------	---	----	--	----	------	----------------------------	--------

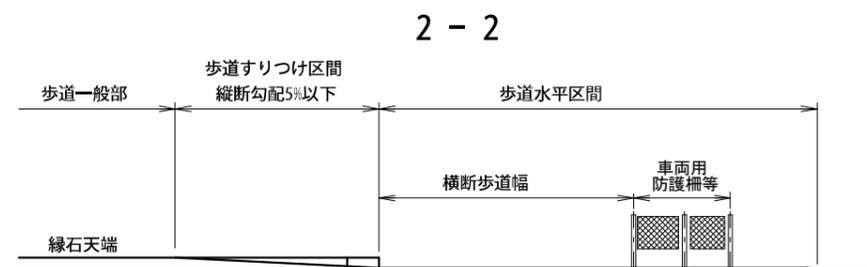
1.2.2 横断歩道がある場合

(1) 路上施設等がない場合

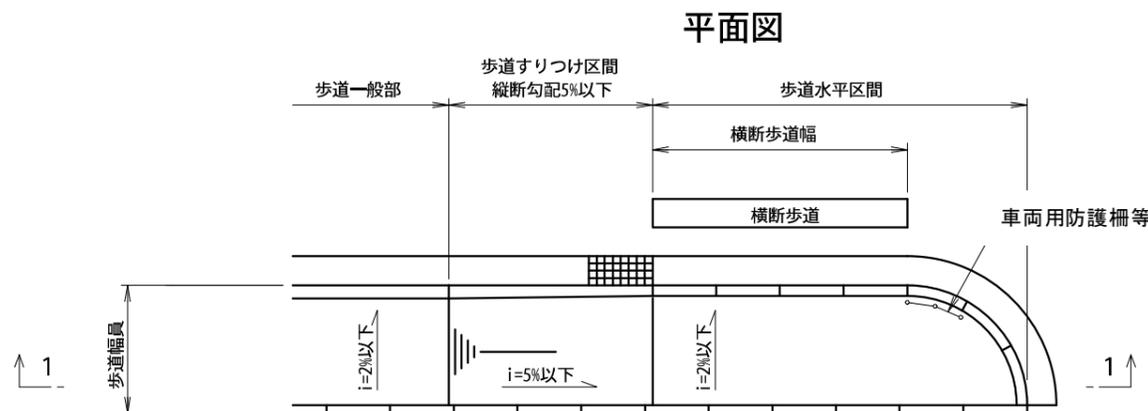


1 - 1

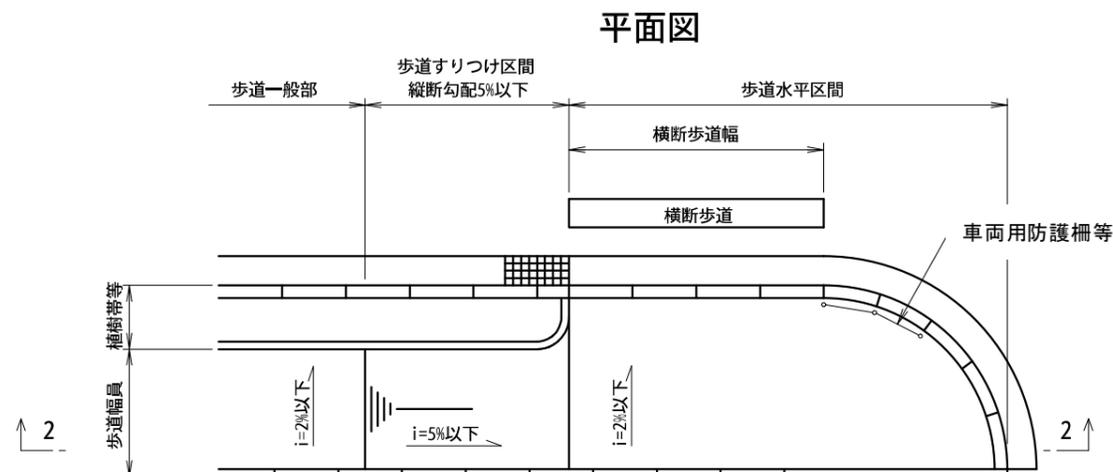
(2) 路上施設等がある場合



2 - 2



平面図



平面図

注1. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。

注2. 歩道すりつけ区間の縁石は、すりつけ用縁石を使用する。

注3. 歩行者の導線上には、路面排水用の柵蓋を設けない。

注4. 歩道巻込み部は、歩行者保護のため、車道面の縁石を高くするとともに、車両用防護柵等を設置する。

注1. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。

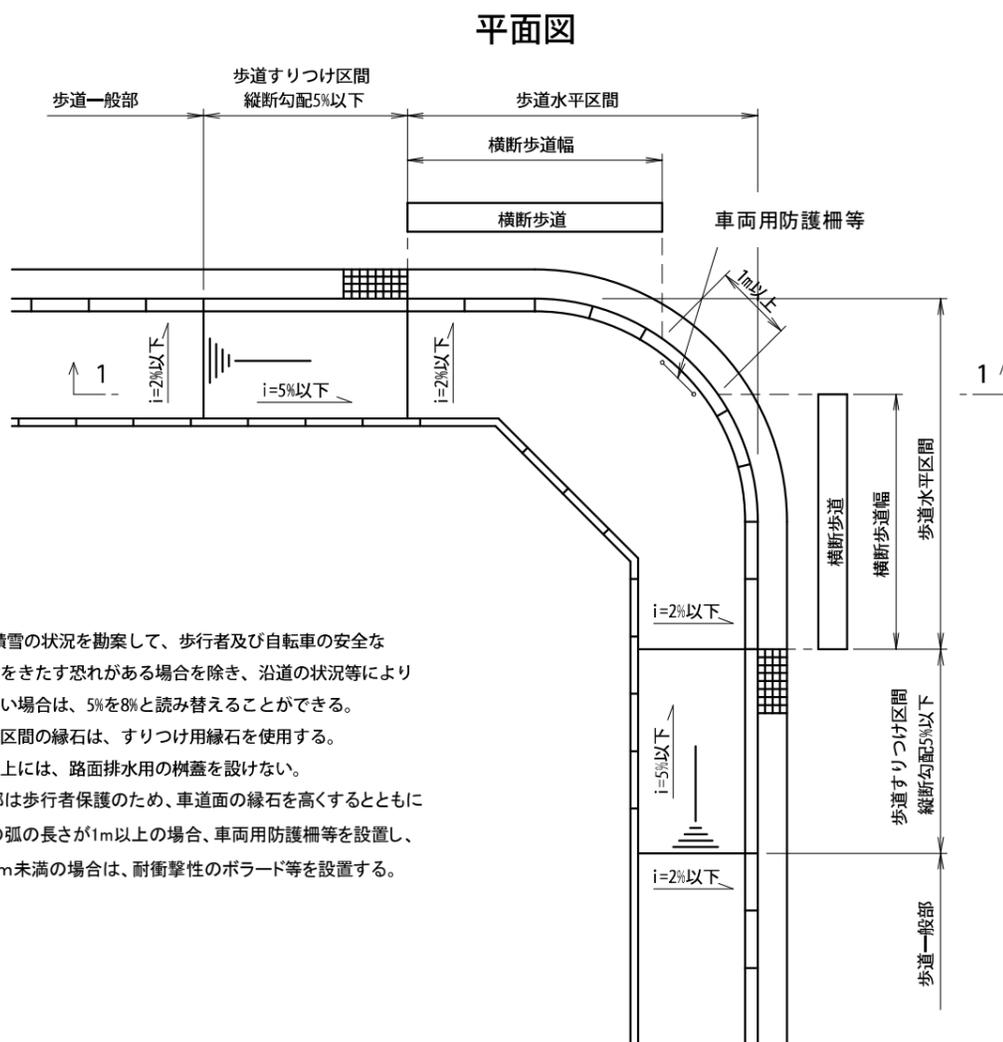
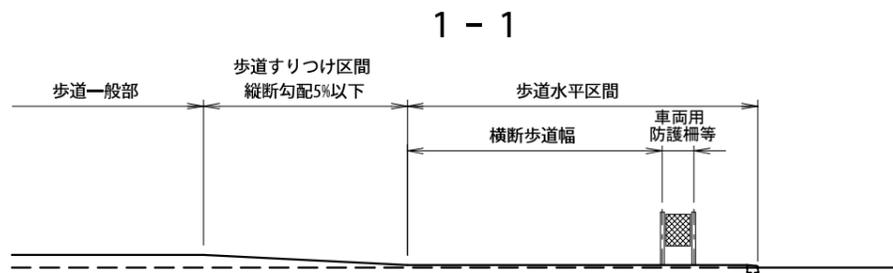
注2. 路上施設等は、歩行者の導線を考慮して設けること。

注3. 歩行者の導線上には、路面排水用の柵蓋を設けない。

注4. 歩道巻込み部は、歩行者保護のため、車道面の縁石を高くするとともに、車両用防護柵等を設置する。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺		備考	改定年月	前回 平成19年 10月	3
		1. 既設のマウンドアップ形式における対応 1. 歩道等と車道とのすりつけ 4/5					最新 令和3年 8月	4

1.3 交差点部



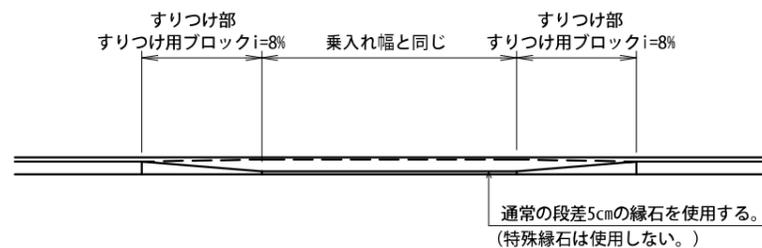
- 注1. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。
- 注2. 歩道すりつけ区間の縁石は、すりつけ用縁石を使用する。
- 注3. 歩行者の導線には、路面排水用の柵蓋を設けない。
- 注4. 歩道巻き込み部は歩行者保護のため、車道面の縁石を高くするとともに横断歩道間の弧の長さが1m以上の場合、車両用防護柵等を設置し、弧の長さが1m未満の場合は、耐衝撃性のポラード等を設置する。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺	備考	改定年月	前回 平成19年 10月	3
		1. 既設のマウンドアップ形式における対応 1. 歩道等と車道とのすりつけ 5/5				最新 令和3年 8月	5

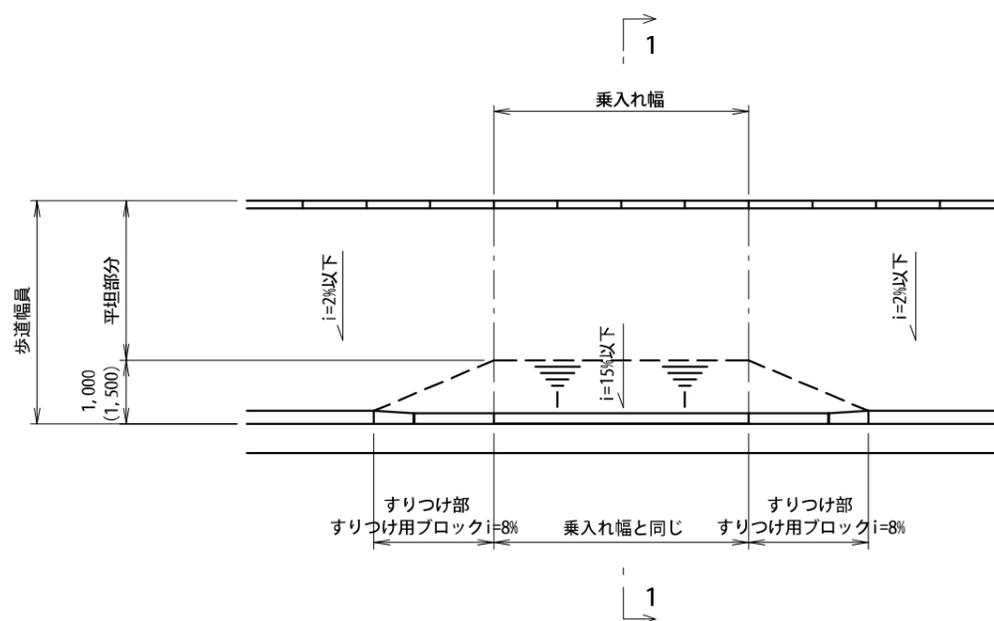
2. 車道乗入れ部

2.1 歩道等内においてすりつけを行う構造

正面図



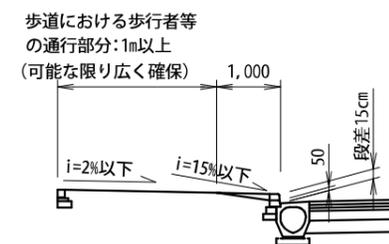
平面図



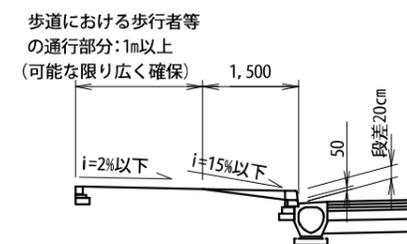
()内数字は、段差20cmの場合の値を示す。

1 - 1

段差15cm



段差20cm

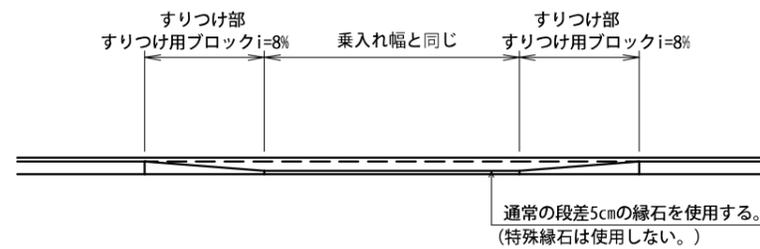


- 注1. 歩道面には、1m以上の平坦部分を連続して設ける。
- 注2. すりつけ部の縁石は、8%のすりつけ用ブロックを使用する。
- 注3. 不特定の車両が乗入れする箇所については、10%程度が望ましい。
- 注4. 乗入れ部の段差は5cmとする。
- 注5. 特殊縁石は、使用しない。

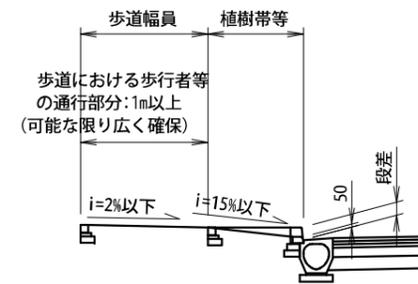
北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料 1. 既設のマウンドアップ形式における対応 2. 車道乗入れ部 1/3	縮尺		備考	改定年月	前回 平成16年 10 月 最新 平成19年 10 月	3 6
--------------	------	---	----	--	----	------	--------------------------------	--------

2.2 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造

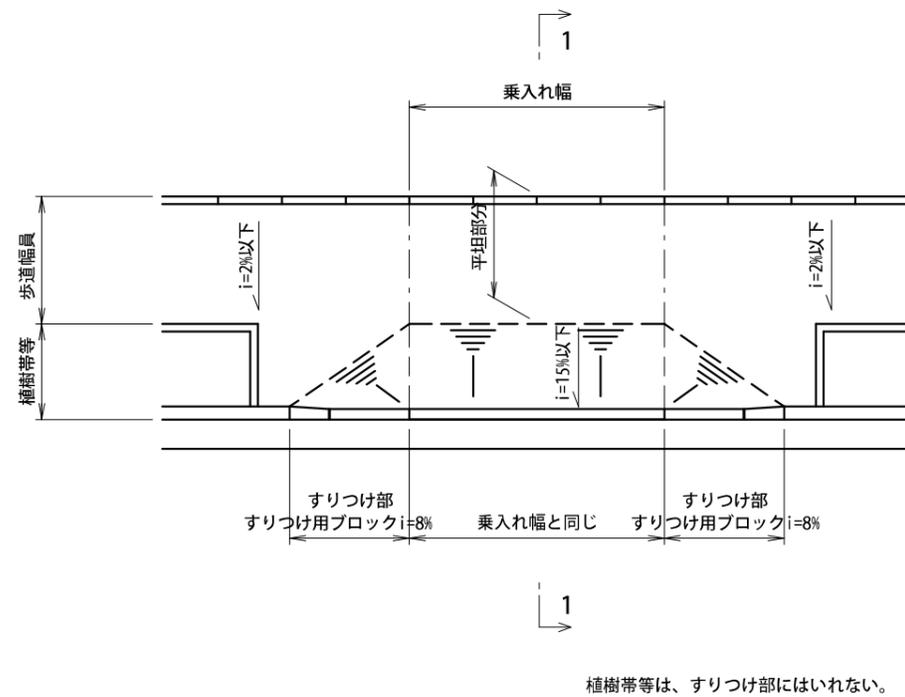
正面図



1 - 1



平面図



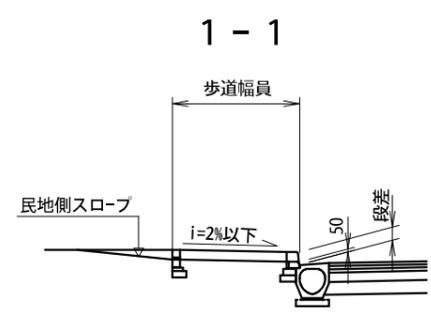
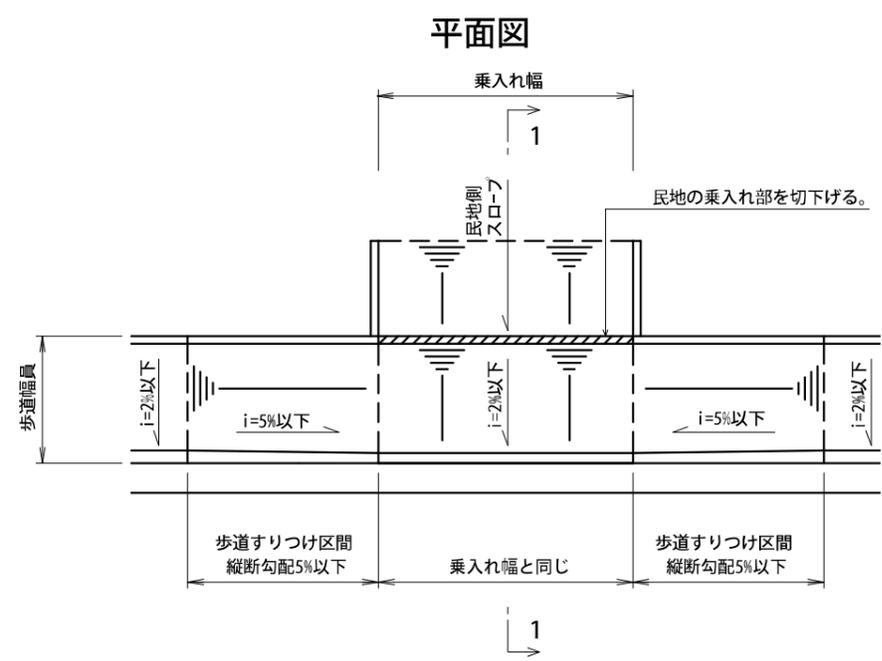
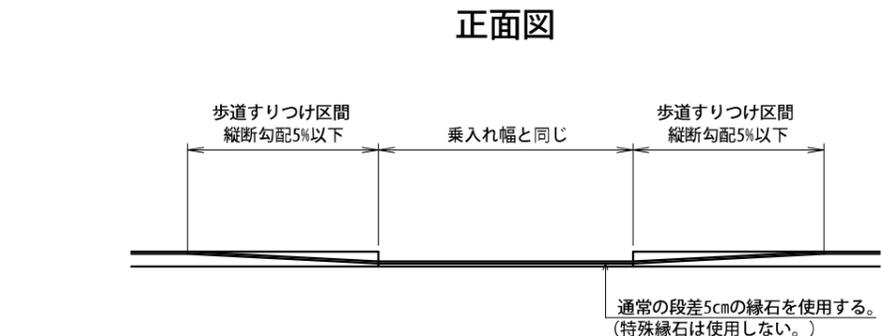
- 注1. 歩道面には、1m以上の平坦部分を連続して設ける。
- 注2. 植樹帯の幅ですりつけることを原則とする。ただし、一般部縁石の段差15cmの場合1.0m、段差20cmの場合1.5m以上の植樹帯が必要。
- 注3. すりつけ部の縁石は、8%のすりつけ用ブロックを使用する。
- 注4. 不特定の車両が乗入れする箇所については、10%程度が望ましい。
- 注5. 乗入れ部の段差は5cmとする。
- 注6. 特殊縁石は、使用しない。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺	備考	改定年月	前回 平成16年 10 月	3
		1. 既設のマウンドアップ形式における対応 2. 車道乗入れ部 2/3				最新 平成19年 10 月	7

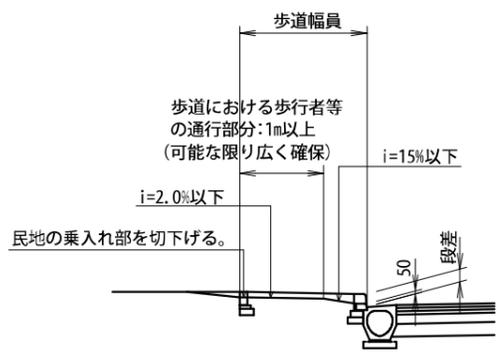
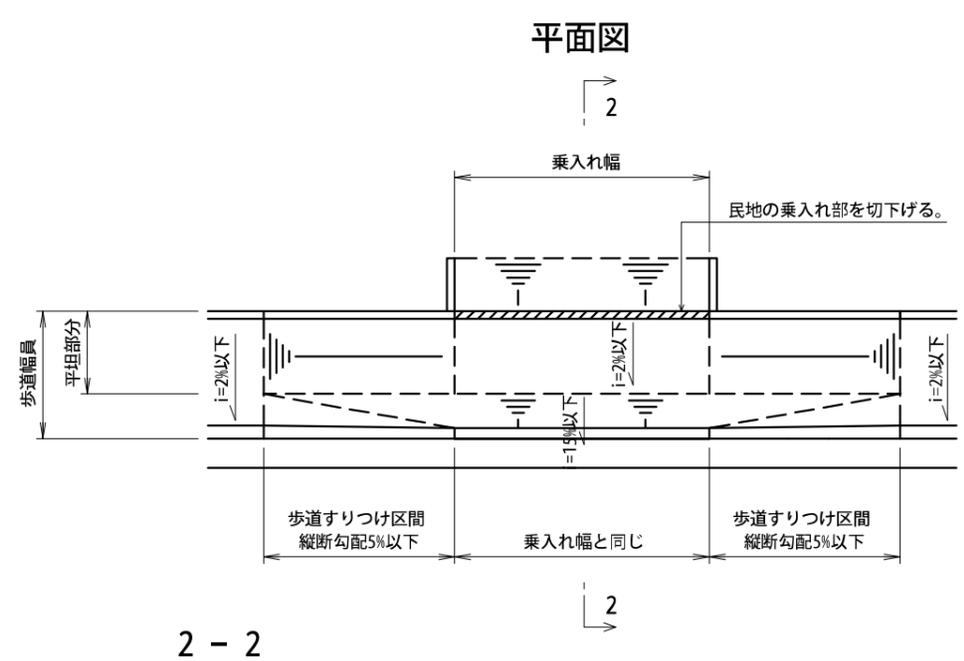
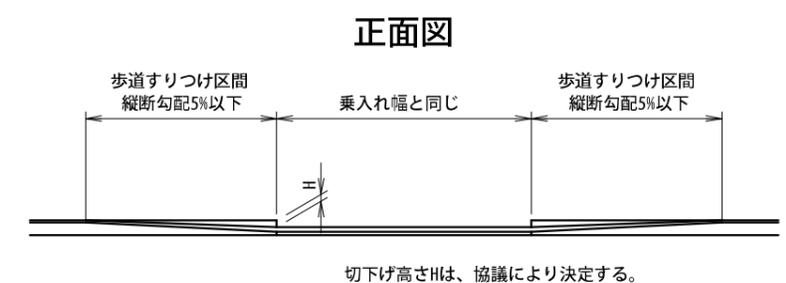
2.3 歩道等の全面切下げを行う構造

〈参考〉

全面切下げが困難な場合は、原則として1m以上の平坦部分を設け、縦断勾配15%以下ですりつける。



- 注1. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。
- 注2. 歩道すりつけ区間の縁石は、すりつけ用縁石を使用する。
- 注3. 乗入れ部の段差は5cmとする。
- 注4. 特殊縁石は、使用しない。

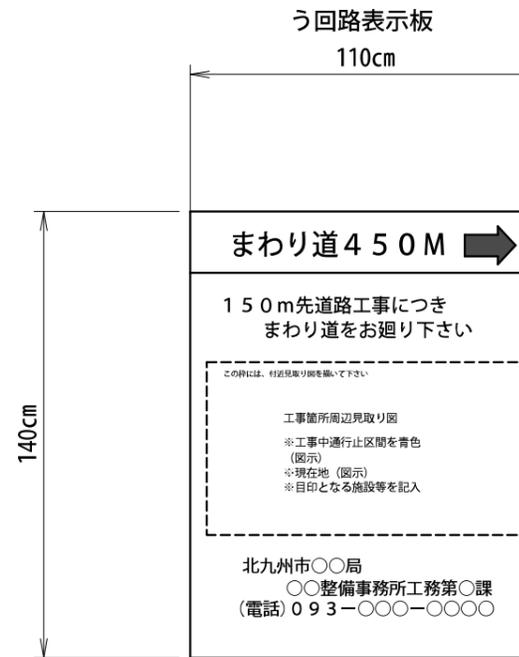
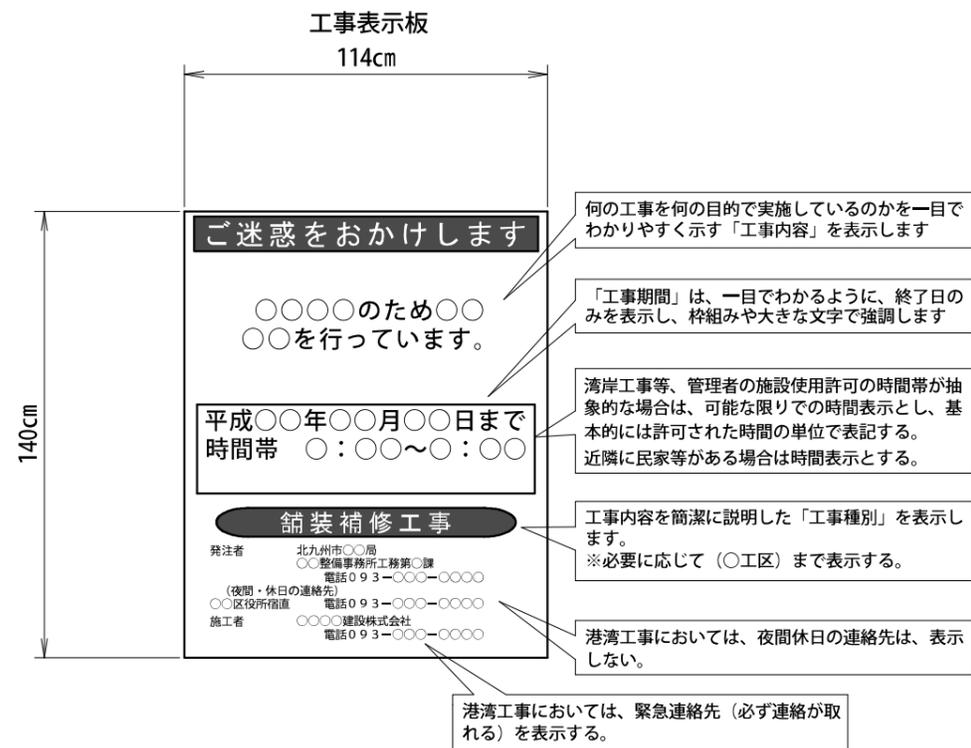


- 注1. 歩道面には、1m以上の平坦部分を連続して設ける。
- 注2. 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、5%を8%と読み替えることができる。
- 注3. 歩道すりつけ区間の縁石は、すりつけ用縁石を使用する。
- 注4. 不特定の車両が乗入れする箇所については、10%程度が望ましい。
- 注5. 乗入れ部の段差は5cmとする。
- 注6. 特殊縁石は、使用しない。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺	備考	改定年月	前回 平成16年 10月	3
		1. 既設のマウンドアップ形式における対応 2. 車道乗入れ部 3/3				最新 平成19年 10月	8

3. 参考資料:2. 保安施設設置図 工事用看板

基準単価コード	-
---------	---



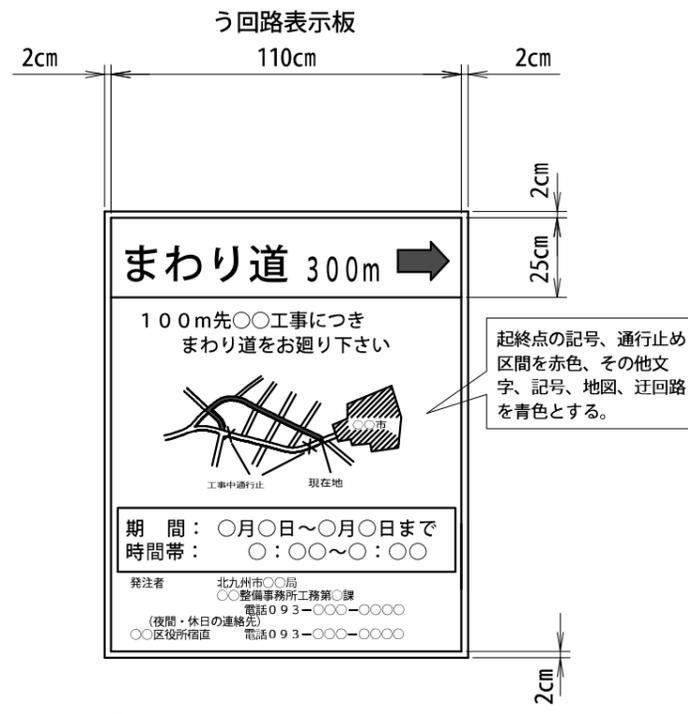
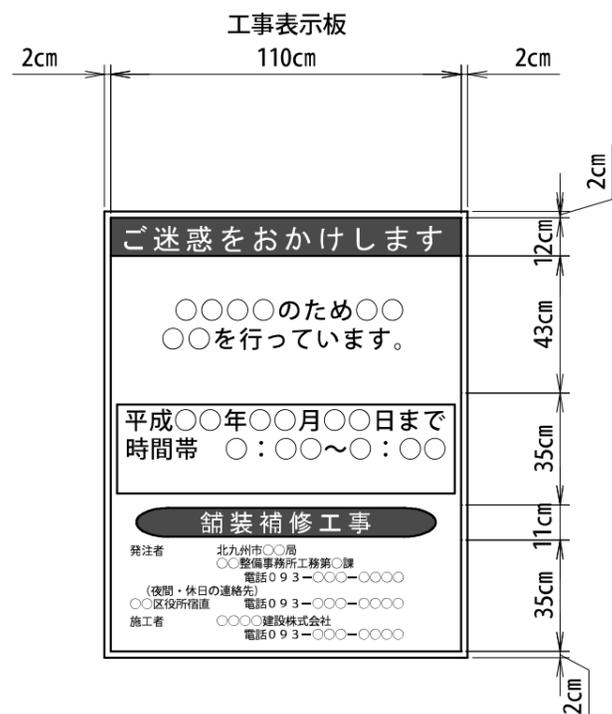
※ 主な変更箇所

- ① 工事名・区間の削除
- ② 工期始まり年月日の削除
- ③ 「〇〇〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容説明語句の新規追加
- ④ 工事時間帯の新規追加

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺	S=1/30	備考	改定年月	前回 平成 年 月	3
		2. 保安施設設置図					最新 平成20年 4月	9
		1. 工事用看板 1/6						

3. 参考資料:2. 保安施設設置図 工事用看板

基準単価コード	-
---------	---

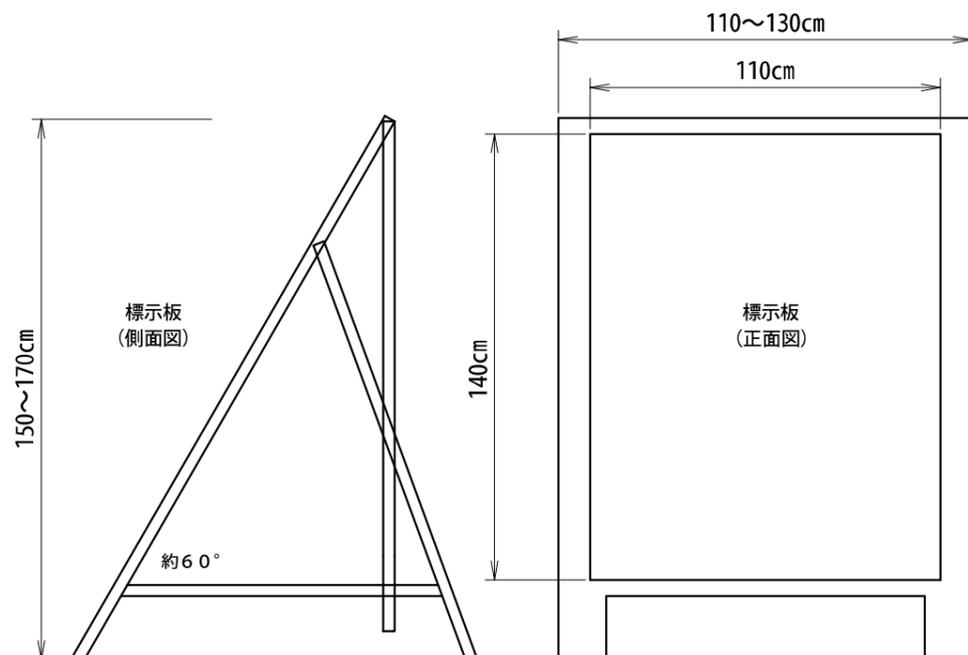


備考

- (1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇〇〇工事」等の工事種別については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇のため〇〇〇〇を行っています。」等の工事内容等、工事期間、時間帯については、青文字、その他文字及び線は黒色とし、下地は白色とする。
- (2) 線の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- (3) 夜間・休日の連絡先は可能な限り表示する。

備考

- (1) 色彩は矢印、起終点の記号、通行止め区間を赤色、その他文字、記号、地図、迂回路を青地、下地は白色とする。
- (2) 線の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。



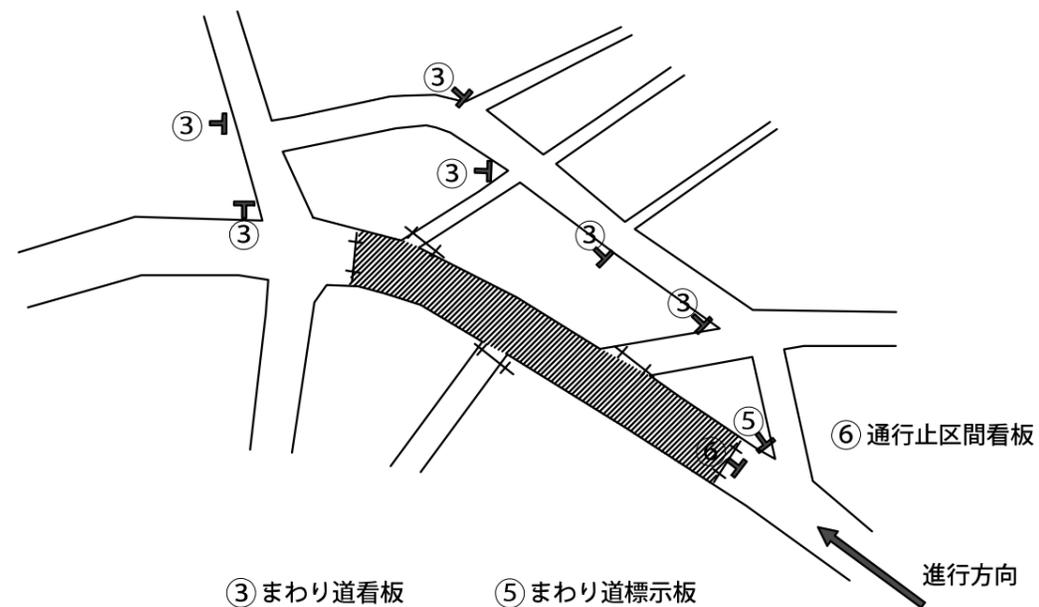
※標示板等の素材は、原則として高輝度反射板、又は同等以上とする。
 ※フレームは北九州地産若しくは福岡県産の間伐材の活用に努めること。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺	S=1/30	備考	改定年月	前回 平成20年 4月	3
		2. 保安施設設置図					最新 平成25年 4月	10
		1. 工事用看板 2/6						

3. 参考資料:2. 保安施設設置図 工事用看板

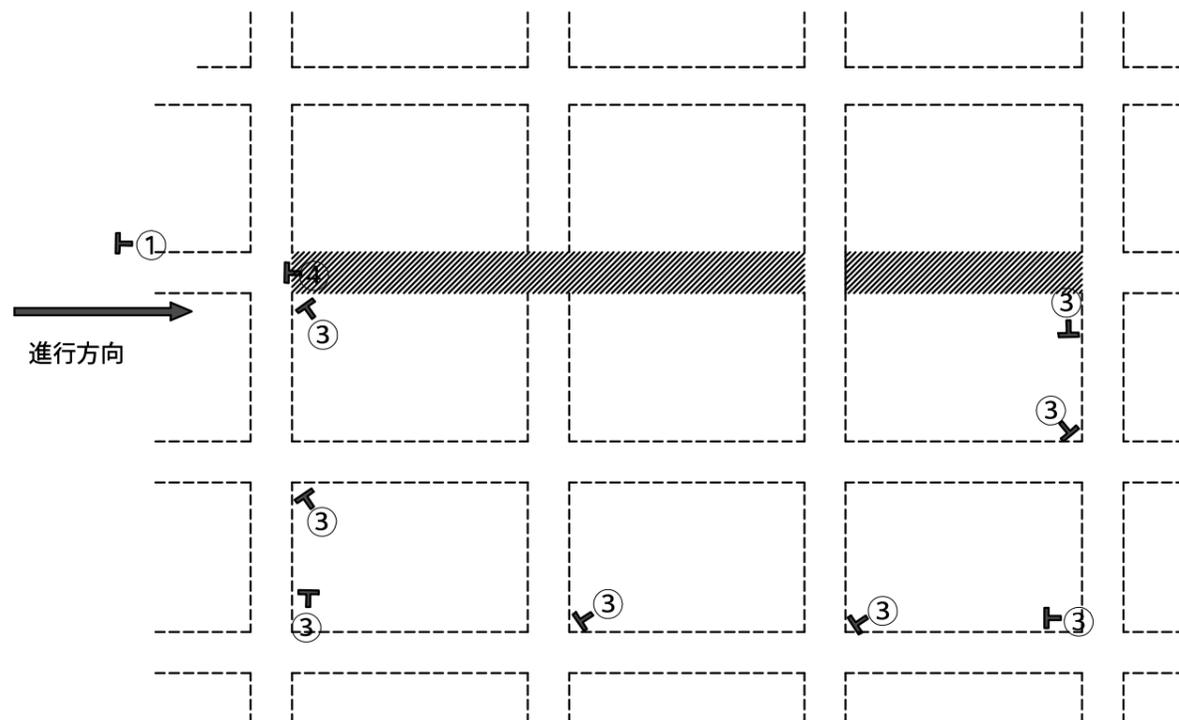
基準単価コード	-
---------	---

工事中迂回路の表示例（地方部における道路工事の場合）



⑥ 通行止区間看板とは、工事標示施設とまわり道看板等をいう。
注) 進行方向に対する標識の設置例を示す。

工事中迂回路の表示例（市街部の道路工事の場合）



凡 例	
	工事区間
	迂回路
	バリケード
	工事標識、看板



① その他の危険看板

③ まわり道看板

④ 通行止区間看板

④ 通行止区間看板とは、工事標示施設とまわり道看板等をいう
注) 進行方向に対する標識の設置例を示す

凡 例	
	工事区間
	迂回路
	バリケード
	工事標識、看板

※これは設置の例であり、実施にあたっては交通管理者の指導に基づくもの

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮 尺	S=1/30	備 考	改定年月	前回 平成 年 月	3
		2. 保安施設設置図					最新 平成20年 4 月	11
		1. 工事用看板 3/6						

3. 参考資料:2. 保安施設設置図 工事用看板

基準単価コード	-
---------	---

工事看板表示例一覧

区分	主な工種	工事種別	工事標示施設
標準		〇〇工事	〇〇工事を行っています
道路関係	道路（改築・舗装）工事	道路工事	利便性の向上のため道路を新設します。
		道路工事	走行性向上のため道路を拡幅します。
		道路工事	渋滞を解消するためバイパスを整備します。
	交差点改良工事	道路工事	渋滞を緩和するため交差点を改良します。
		道路工事	交通事故対策のため交差点を改良します。
		道路工事	事故の危険性を解消するため交差点を改良します。
	歩道整備工事	道路工事	歩行者の安全確保のため歩道を整備します。
	橋梁工事	道路工事	新しく橋を（架け・架け替え）ます。
	道路標識工事	道路工事	地名や路線名を案内する標識を設置します。
	道路照明工事	道路工事	安全を確保するためカーブを明るくします。
		道路工事	安全な通行を確保するため道路照明を整備します。
	舗装補修工事	道路工事	走行性向上のため傷んだ舗装をなおしています。
		道路工事	車道の（低騒音・排水性）舗装を行います。
	法面保護工事	道路工事	落石を防ぐため防護ネットを設置します。
	橋梁補強工事	道路工事	地震対策のため橋の補強を行っています。
共同溝工事	道路工事	災害からライフラインを守るため共同溝工事をします。	
歩道橋新設工事	道路工事	歩行者の安全確保のため歩道橋を新設します。	
河川関係	護岸工事	河川工事	堤防・法面保護のために護岸を整備します。
	橋梁工事	河川工事	河川（改修・拡幅）のために橋を架け替えます。
	堰改築工事	河川工事	河川（改修・拡幅）のために堰を改築します。。
	樋管改築工事	河川工事	河川（改修・拡幅）のために樋管を改築します。
	災害普旧工事	河川工事	河岸崩壊のため護岸を整備します。
	護床工事	河川工事	洗掘防止のために護床を整備します。
	築堤工事	河川工事	洪水氾濫を防止するために堤防を整備します。
	堤防天端舗装工事	河川工事	堤防の性能向上のため舗装をします。
	堰提改良工事	河川工事	堰提の改良します。
	公園関係	公園の（新設・拡幅・改良）工事	公園工事
埋設物調査工事		公園工事	埋設物の調査を行っています。
緊急工事		公園工事	〇〇の緊急修理を行っています。
駐車場整備工事		公園工事	来園者用の駐車場を整備します。
施設整備工事		公園工事	休憩場を造っています。
施設整備工事		公園工事	トイレを新しくしています。
点検・補修工事		公園工事	〇〇の点検・修理を行っています。
付属物工事	公園工事	〇〇の（設置・撤去・修理・剪定・植樹）を行っています。	
港湾関係	港湾（護岸・堤防）の（新設・拡張・改良）工事	港湾工事	港湾（護岸・堤防）の（新設・拡張・改良）を行っています。
	道路の（新設・拡幅・改良）工事	港湾工事	道路の（新設・拡幅・改良）を行っています。
	舗装の（新設・打ち替え・改良）工事	港湾工事	舗装の（新設・打ち替え・改良）を行っています。
	電線共同溝工事	港湾工事	電線共同溝の設置を行っています。
	埋設物調査工事	港湾工事	埋設物の調査を行っています。
	緊急工事	港湾工事	〇〇の緊急修理を行っています。
	点検・補修工事	港湾工事	〇〇の点検・修理を行っています。
付属物工事	港湾工事	〇〇の（設置・撤去・修理・剪定・植樹）を行っています。	

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料 2. 保安施設設置図 1. 工事用看板 4/6	縮尺	S=1/30	備考	改定年月	前回 平成 年 月	3
							最新 平成20年 4 月	12

3. 参考資料:2. 保安施設設置図 工事用看板

基準単価コード	-
---------	---

工事看板表示例一覧

区分	主な工種	工事種別	工事標示施設	
標準		○○工事	○○工事を行っています	
農林漁業関係	漁港（護岸・堤防）の（新設・拡張・改良）工事	港湾工事	漁港（護岸・堤防）の（新設・拡張・改良）を行っています。	
	河川（水路・護岸）の（新設・拡張・改良）工事	河川工事	河川（水路・護岸）の（新設・拡張・改良）を行っています。	
	橋の（新設・架け替え・改良）工事	河川工事	橋の（新設・架け替え・改良）を行っています。	
	道路の（新設・拡張・改良）工事	道路工事	道路の（新設・拡張・改良）を行っています。	
	舗装の（新設・打ち替え・改良）工事	道路工事	舗装の（新設・打ち替え・改良）を行っています。	
	埋設物調査工事	河川工事	埋設物の調査を行っています。	
	緊急工事	河川工事	○○の緊急修理を行っています。	
	点検・補修工事	河川工事	○○の点検・修理を行っています。	
	付属物工事	河川工事	○○の（設置・撤去・修理・剪定・植樹）を行っています。	
	水道関係	供給関連工事	水道工事	
新設（増設・取替・撤去）工事		水道工事	水道管の（新設・取替・撤去）を行っています。	
修繕・補修工事		水道工事	水道管の修理を行っています。	
配水管工事		水道工事		
移設工事		水道工事	水道管の移設を行っています。	
調査		水道工事	埋設物の調査を行っています。	
修繕・補修工事		水道工事	水道管の点検・修理を行っています。	
支障移設工事		水道工事	水道管の移設を行っています。	
埋設物調査工事		水道工事	埋設物の調査を行っています。	
緊急工事		水道工事	緊急で水道管の水漏れを直しています。	
点検・補修工事		水道工事	水道管の点検・修理を行っています。	
舗装復旧工事	水道工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています。		
下水道	新設（増設・取替・撤去）工事	下水道工事	下水道管の（新設・取替・撤去）を行っています	
	（浸水対策・耐震）工事	下水道工事	下水道管の（浸水対策・耐震化）を行っています	
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道管の修理を行っています	
	支障移設工事	下水道工事	下水道管の移設を行っています	
	埋設物調査工事	下水道工事	埋設物の調査を行っています	
	管路工事	下水道工事	下水道管の（新設・取替・撤去）をしています。	
	雨水管路工事	下水道工事	雨水の浸水を防ぐため管路を整備します。	
	処理場工事	下水道工事	汚れた水をきれいにする施設を整備します。	
	一般下水道工事		下水道工事	下水道管の（浸水対策・耐震化）を行っています。
			下水道工事	下水道管の移設を行っています。
			下水道工事	埋設物の調査を行っています。
			下水道工事	下水道管の緊急修理を行っています。
			下水道工事	下水道管の点検を行っています。
	緊急工事	下水道工事	下水道管の緊急修理を行っています	
点検・補修工事	下水道工事	下水道管の点検・補修を行っています		
舗装復旧工事	下水道工事	下水道管の埋設跡の復旧を行っています		

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料 2. 保安施設設置図 1. 工事用看板 5/6	縮尺	S=1/30	備考	改定年月	前回 平成 年 月	3
							最新 平成20年 4 月	13

3. 参考資料:2. 保安施設設置図 工事用看板

基準単価コード	-
---------	---

工事看板表示例一覧

区分	主な工種	工事種別	工事標示施設
標準		〇〇工事	〇〇工事を行っています
電気	電気工事	電気工事	電気設備の（新設・取替・撤去）を行っています。
		電気工事	電気設備の移設を行っています。
		電気工事	埋設物の調査を行っています。
		電気工事	電気設備の緊急修理を行っています。
		電気工事	電気設備の機材を（入れて・出して）います。
		電気工事	電気設備の点検・修理を行っています。
		電気工事	電柱の撤去を行っています。
ガス	ガス工事	ガス工事	ガス管の（新設・取替・撤去）を行っています。
		ガス工事	ガス管の修理を行っています。
		ガス工事	ガス管の移設を行っています。
		ガス工事	埋設物の調査を行っています。
		ガス工事	緊急でガス漏れをなおします
		ガス工事	ガ管の点検・修理を行っています。
電話	電話工事	電話工事	電話設備の（新設・取替・撤去）を行っています。
		電話工事	電話設備の移設を行っています。
		電話工事	埋設物の調査を行っています。
		電話工事	電話設備の緊急修理を行っています。
		電話工事	電話設備の機材を（入れて・出して）います。
		電話工事	電話設備の点検・修理を行っています。
		電話工事	電柱の撤去を行っています。
モノレール	モノレール(出入口)の(新設・拡幅・改良)工事	モノレール	モノレール(出入口)の(新設・拡幅・改良)を行っています。
	埋設物調査工事	モノレール	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	モノレール	〇〇の緊急修理を行っています
	点検・補修の工事	モノレール	〇〇の点検・修理を行っています。
	付属物工事	モノレール	〇〇の（設置・撤去・修理）を行っています。

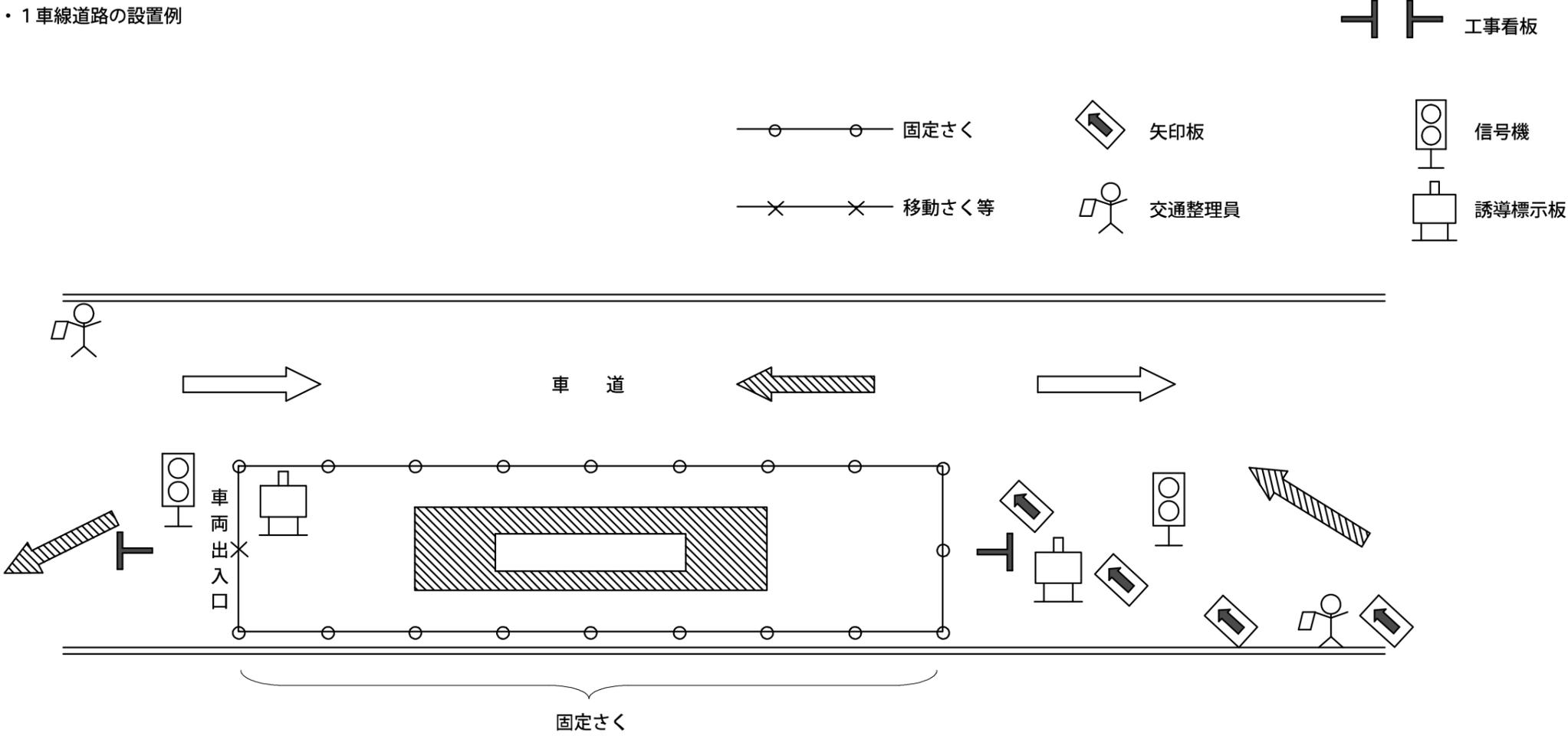
適用

- 1 工事内容は、本表を参考として概ね20字以内で簡潔明瞭に記載すること。なお、記載の内容については監督員と協議の上、決定すること。
- 2 本表の工事内容の（ ）については、何れかの選択とする。しかし、本表は参考であるため他に適切と認められる内容と示す簡潔な語句があれば監督員と協議の上、決定すること。

北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料 2. 保安施設設置図 1. 工事用看板 6/6	縮尺	S=1/30	備考	改定年月	前回 平成 年 月 最新 平成20年 4 月	3 14
--------------	------	---------------------------------------	----	--------	----	------	---------------------------	---------

3. 参考資料:2. 保安施設設置図 保安施設の設置例(交通開放)

・1車線道路の設置例

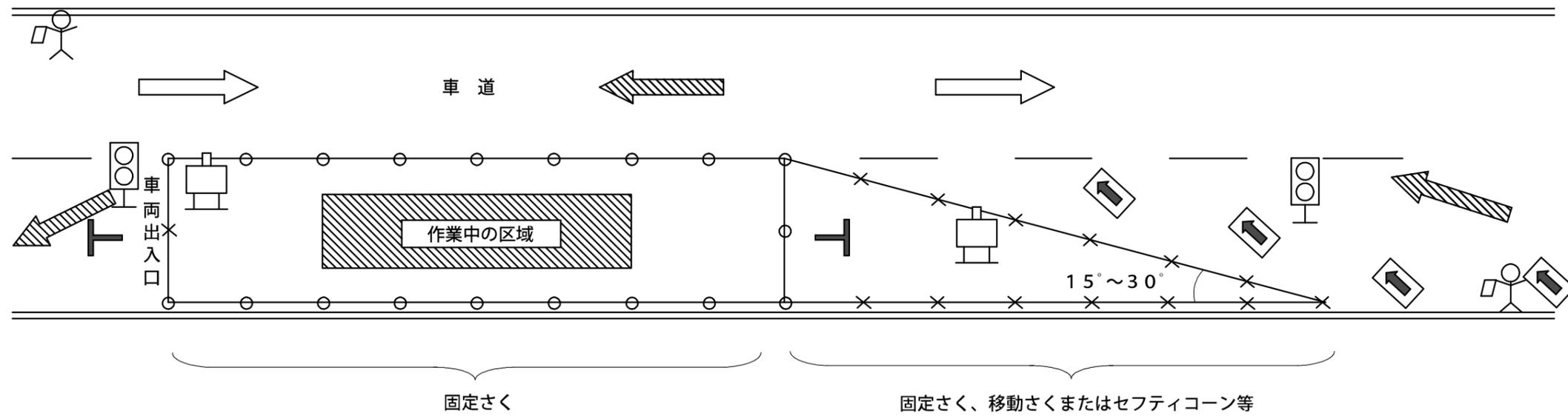


- ・作業中の区域における周囲の固定さくは、隙間なく設置すること。
- ・さくには、立入禁止の表示を設置すること。
- ・夜間には、さくに保安灯（赤色又は黄色ランプ、チューブライト等）を設置すること。
- ・立杭等の開口部については、開口部注意の表示と毎日の作業終了時には、安全ネットを設置すること。
- ・交通整理員は必要に応じて配置し、安全な場所で作業すること。
- ・矢印板・信号機・誘導標示板は必要に応じて設置すること。

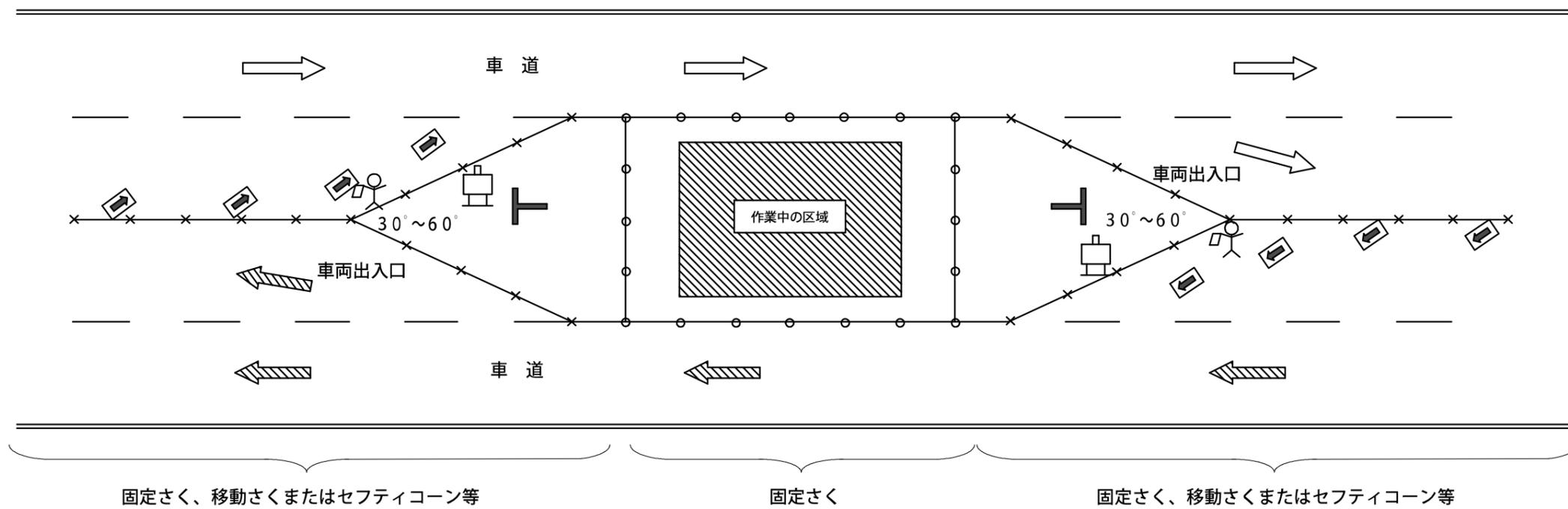
北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺	備考	改定年月	前回 平成 年 月	3
		2. 保安施設設置図 2. 保安施設の設置例 1/2				最新 平成20年 4月	15

3. 参考資料:2. 保安施設設置図 保安施設の設置例(交通開放)

・2車線以上の道路の設置例



・道路中央部分の設置例



北九州市土木構造物標準図	図面名称	3. 参考資料	縮尺		備考	改定年月	前回 平成 年 月	3
		2. 保安施設設置図 2. 保安施設の設置例 2/2					最新 平成20年 4月	16